

阿波の自治



公益財団法人 徳島県市町村振興協会 編集・発行

2018
Vol.92

2

巻頭言

愛され、選ばれる、 将来に夢を持てる阿波市を目指して

阿波市長 藤井正助



6

特集1

平成30年度 地方財政計画の概要等について

市町村課課長補佐（企画財政担当） 田村俊幸 …… 6

平成30年度 地方債計画の概要について

市町村課係長（企画財政担当） 青木秀夫 …… 10

平成30年度 税制改正（市町村税関係）について

市町村課課長補佐（税政担当） 美吉克春 …… 16

22

特集2

ラフティング世界選手権2017を振り返って

三好市政策監 春木尚登

30

地方自治雑感

世代を越えて、夢紡ぐまち・吉野川市 ～新・生活創造都市をめざして～

吉野川市政策監兼総務部長 日下浩一

地方創生の動き

徳島版「地方創生特区」について
～石井町「次世代育成・六次産業集積特区」～

石井町総合政策課長 田中達也 …… 32

研修生だより

研修の思い出 鳴門市経済建設部経済局観光振興課副課長 吉田大 …… 34

研修の思い出 海陽町教育委員会主査 寺崎由人 …… 36

アカデミーレポート

「選挙事務」を受講して

松茂町総務課上級主事（松茂町選挙管理委員会書記） 津川大作 …… 38

公営企業会計の適用について

市町村課主事（行政担当） 前野志歩 …… 40

市町村職員等を対象とした研修の活用について

市町村課主事（行政担当） 木村俊宏 …… 44

自治体クラウドについて

地域振興課主事（情報企画担当） 前田康晴 …… 48

移住者における防災意識調査について～美波町の事例～

南部総合県民局経営企画部主事（地域振興担当） 大谷達也 …… 52

過疎地域における消費活動に及ぼす地域交通の現状調査

西部総合県民局企画振興部主事（にし阿波振興担当） 田中耕一 …… 55

公立文化施設の役割と取組活動について

文化創造室主事（文化創造担当） 山下恵美子 …… 60

こちら編集部 …… 64

※執筆者の所属及び役職名は平成30年3月31日現在のものです。



■表紙写真 美馬市

- 1 デ・レイケ公園
- 2 剣山
- 3 うだつの町並み
- 4 寺町 安楽寺
- 5 穴吹川



愛され、選ばれる、 将来に夢を持てる阿波市を目指して

阿波市長

藤井正助

はじめに

阿波市は徳島県中央北部に位置し、北に阿讃山脈、南に吉野川を望む、自然豊かな環境に恵まれた、人口約三八、〇〇〇人の町です。平成十七年四月に板野郡の吉野町・土成町、阿波郡の市場町・阿波町の郡を越えた四町の合併により誕生した阿波市は、温暖かつ南面傾斜で日照時間の多い地理的条件を活かした農業が盛んに行われ、県下有数の農業立市のまちとして発展を遂げています。

また、市内には、国の天然記念物「阿波の土柱」や、四国八十八ヶ所霊場の第七番札所十楽寺から第十番札所切幡寺までの四つの札所を有す

るとともに、うどんを大きな木製の飯盆に入れ、皆で囲む郷土料理「たらいうどん」や、市民の皆様が自宅の庭や花壇を一般公開する「オープンガーデン」で知られるなど、深い歴史や文化とともに受け継がれてきた、お接待とおもてなしのこころが息づくまちでもあります。

まちづくりの象徴と なる新庁舎

阿波市の象徴とも言える新庁舎は、「市民のための庁舎」を基本理念に掲げ、市政施行から十年の節目の年である平成二十七年一月一日に供用を開始しました。



免震構造を有する市役所庁舎と交流防災拠点施設アエルワ（左奥）

この新庁舎には、利用するすべての方に優しいユニバーサルデザインを採用し、省資源・省エネルギー化にも配慮した構造を実現するとともに、南海トラフ巨大地震をはじめと

する地震の被害を低減する免震構造や自家発電設備を有するなど、防災拠点としての機能を大幅に強化しています。また、これまでの分庁舎方式を改め、市役所機能を集約することで、行政運営の効率化、緊急時の情報収集能力、対応力の向上が図られています。

さらに、この新庁舎の西隣には、交流防災拠点施設「アエルワ」と名付けられた、免震構造を持つ多目的ホールを配置しています。「アエルワ」の命名には、文化・芸術を「楽しみ合える」、「分かち合える」、災害時には「支え合える」、「助け合える」施設であってほしいとの願いが込められており、普段は市民の交流の場



1時間3,000個の製造能力を持つ「おにぎり製造機」

として、災害時には、支援物資やボランティアの受け入れ基地として運用することを想定しています。また、本県沿岸地域での津波被害が予想される南海トラフ巨大地震発生時には、内陸部にある立地条件を生かした後方支援拠点としての役割も期待されており、国の応急対策活動計画における「広域物資輸送拠点」の一つに位置付けられています。加えて、庁舎、アエルワと一体的に整備した学校給食センターは、平時は市内の小学校への地産地消の給食の提供を行うとともに、災害時には、避難所への食糧供給に活用できる設備として、一時間に三、〇〇〇個の製造能力を持つおにぎり製造機を二台導入し、災害対応力の強化を図っています。

市長のつとめ

新庁舎が完成し、阿波市が新しい一步を踏み出した平成二十九年五月市長職を拝命し、本市の舵取り役を担わせていただくこととなりました。これまで、市職員、政策監、副市長と、それぞれの立場で本市政に携わってまいりましたが、意を新たに市長として、その職責を果たすべく、全力で市政に取り組んでおります。

県内各自治体と同様に、本市も少子高齢化、人口減少という課題を抱えるなか、合併後の地方交付税の優遇措置期間が終了し、平成二十八年度より段階的な減額が開始されるなど、厳しい状況に置かれておりますが、山積する課題に向き合い、市民サービスの充実と持続的な自治体運営を両立させていくために重要となるのは、市民の皆様と行政が「連携・補完」しあう協働体制の構築であると考えております。この体制を整え、皆様と共に知恵を絞り工夫を重ねながら、本市の強みである「農業」、「子育て環境」、「安全・安心なまちづくり」を軸とした事業を拡充させ、多くの方々に「愛され、選ばれる」、「将来に夢を持てる阿波市」の実現に向

け、力を注いでいるところです。

阿波市の特色ある取り組みについて

本市では、市の特色であり、強みでもある「農業」、「子育て環境」、「安全・安心なまちづくり」の三つを軸とした施策を重点的に推進しています。ここでは、その三分野での特色ある取り組みをご紹介します。

・農業立市

阿波市の最大の強みである農業は、平成二十七年度における農業産出額が一五〇億九、〇〇〇万円を記録し、県内二十四市町村で第一位、四国で四位、中四国では七位を誇っています。これは、肥沃な大地と温暖な気候に加え、農地の八〇%以上にパイプラインが整備され、農業に有利な環境を有することに起因しており、この利点を活かした高品質で多種多様な農産物の生産が、市内全域で行われています。その結果、農業産出額における県内シェアは、野菜は一九・五%、乳用牛では三四・一%、豚肉に関してはほぼ一〇〇%を占め、JA系列での農業出荷額では、茄子



阿波市特産品として認証されている「GOTTSO 美〜®ナス」

やレタス、トマトなど十七品目で県下第一位となるなど、県内や京阪神における一大農産物供給拠点として、確かな存在感を示すようになっていきます。

しかし、本市も農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加といった課題に直面しており、本市の基幹産業である農業の安定的な維持・発展に向け、農業従事者の所得向上、農畜産物の付加価値向上は欠かせない要素となっております。

こうしたことから、本市では農業生産基盤整備と農畜産物の販売促進の二点に注力し、本市が誇る農業の維持・発展に取り組んでいます。

まず、農業生産基盤整備につきましては、吉野川北岸農業用水関連施設の充実や農道、農業用排水施設の計画的整備や有害鳥獣への対策を推進するだけでなく、農業の担い手不

足に関しても、地域おこし協力隊として新規就農者を受け入れるなど、農業従事者の育成、確保を図るとともに、集落営農組織の拡充や小規模農家における経営規模拡大に取り組み、組織面での底上げを目指しています。

そして、農畜産物の販売促進についても、「活力ある阿波市農業振興事業」による加工品開発などの六次産業化への取り組み支援を継続し、農畜産物の付加価値の向上を図っています。

また、本市農畜産物のブランド化を図り、知名度と商品価値双方の向上につなげるため、優れた産品や加工品を特産品として認証する「阿波市特産品認証制度」を導入しています。これまでに、茄子やトマト、米焼酎や蜂蜜など十九品目が認証品となり、ふるさと納税の返礼品としてもご好評をいただいております。今後も引き続き、更なる認証品の増加に取り組み、阿波市ブランドの確固たる地位の確立に向け、積極的に取り組んでいきます。

・子育てするなら阿波市

阿波市では、「子育てするなら阿波市」のキャッチフレーズのもと、子育てを重視したまちづくりに取り組んでまいりました。全国的に少子・高齢化が進行し、本市においても、人口減少対策に関する取り組みは待った無しの状況にあります。この現状を踏まえ、本市では平成三十八年度の人口目標として三三、六四〇人の維持を掲げており、その達成に向け、ハード・ソフト両面での子育て支援策を展開しています。



国の天然記念物「阿波の土柱」

まず、ハード面においては、就学前の子どもへの切れ目のない教育・保育の提供、多様化するニーズへの対応、効率的な施設運営を実現すべく、民間活力の導入を図りながら、

平成三十三年度を目途に市内全域で九つの認定こども園を順次整備することとしています。また、満一歳から小学校六年生までの子どもが病気となり、仕事の都合で家庭での看護が難しい場合に、その子どもを一時的に預かる「病児・病後児保育」施設を、これまでの一カ所から二カ所へ増設しています。加えて、保護者が日中家庭にいない小学生へ遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」を十カ所、保護者同士の交流や子育てに関する相談を受け付ける「子育て支援センター」を四カ所設置するなど、子ども達の健全な育成を図るための環境整備を推進しています。

また、ソフト面においては、子育てにおける経済的負担に対する支援を行っており、認定こども園、保育所の保育料を国の基準の約四三％に抑えるとともに、医療費の保険適用



郷土料理「たらいうどん」

分を全額助成する「あわっ子はぐくみ医療費助成制度」において、平成二十九年十月より、その助成対象を十八歳まで拡大いたしました。今後も少子高齢化の傾向は続く予想されておりますが、本市では引き続き、「子育てするなら阿波市」のフレーズのもと、「阿波市に住みたい、住んでみたい」と感じられる魅力を持った子育て支援を継続してまいります。

・安全安心なまちづくり

穏やかな気候に恵まれた環境を持つ本市ではありますが、南海トラフ巨大地震や、市内を横断する中央構造線活断層帯を震源とする地震の被害想定では、多数の家屋が倒壊するという結果が出ています。これらの危険予測に対応し、大規模自然災害への対応力の強化を図るため、ハード・ソフト両面において、様々な施策を推進しています。

まず、ハード面の整備については、緊急対応の要となる「市本庁舎」、「交流防災拠点施設アエルワ」、「学校給食センター」を集約して整備するとともに、その周辺にヘリポートや耐震性貯水タンクを配置すること



市職員で構成する「阿波市消防団救援機動隊」による震災救助訓練

で、「市民の安全と安心を守る拠点」としての機能を揺るぎないものとしています。

これらに加え、発災後速やかに仮設住宅の建設に着手できるように、旧庁舎跡地を防災公園として再整備することで、仮設住宅建設用地の確保へとつなげていく計画を進めており、先を見据えた防災関連施設整備を行っています。

また、ソフト面においても、自助・共助・公助の強化を目的とした取り組みを加速しており、その主なものとして挙げられるのが、「自主防災組織の活性化」、「救援機動隊の結成」とハイパー消防団員の認定、「各種団体との連携体制の構築」の三項目になります。

一つ目の自主防災組織の活性化については、自治会を単位とする自主防災組織の結成を進めるとともに、各組織間の協力体制を構築し、避難

所運営の円滑化が可能となるよう、自主防災組織の連合化を推進しています。

次に、消防団においては、地元消防団に加え、市職員による「救援機動隊」を組織し、迅速かつ柔軟な救助活動を行う体制づくりを実施しています。また、消防団員の中から、重機操作等の技能を有する者や地域に精通する者を「ハイパー消防団員」として登録、招集する制度を導入するなど、行政と地域の消防団とが緊密に連携し、自然災害への対応力強化を図っています。

さらに、各種団体との連携体制の構築に関しても、医療救護活動や福祉避難所の開設等に関し、関係機関・団体との協定締結を進め、避難所・被災者支援ネットワークの広域化を図っています。特に、福祉避難所については、高齢者や障がい者を対象として、民間の社会福祉施設等と協定を結び、確保に努めるとともに、今後は、新たに整備する「認定こども園」を乳幼児や妊産婦の福祉避難所として活用できるように、事業者と共同し、取り組んでいく予定としています。

このように、本市では、災害に先

回りする防災対策を計画的に推進しており、これからも引き続き、要支援者を支える体制の整備やライフライン施設の安全性強化などに取り組み、様々な手法と視点を複合的に組み合わせ、進化する防災・減災対策による市民の皆様の安全と安心の確保に全力を尽くしたいと考えています。

結び

阿波市は平成二十七年の市政施行十周年を経て、基礎自治体として新たな段階を迎えています。これまでの間、市民の一体感の醸成を図るための施策や、官民の垣根を越えた協働体制の構築、独自性を持った取り組みが行われた結果、本市の持つ力は飛躍的な向上を遂げました。ご尽力をいただいた皆様に、この場を借りて感謝を申し上げます。改めて敬意を表したいと存じます。

これから先、基礎自治体としての阿波市がその機能を維持し、持続的な発展を続けるためには、地域と行政が二人三脚となった取り組みが重要な要素となります。これからも、市民の皆様とともに、足元の課



自宅の庭や花壇を一般公開する「オープンガーデン」

題と将来の展望の両面に気を配りつつ、着実に施策に取り組み、「将来に夢を持てる阿波市」を築いてまいりますので、変わらぬご支援、ご協力を、重ねてお願い申し上げます。

読者の皆様が本市を訪れる機会がございましたら、本市の歴史や文化全国に誇る新鮮な農産物や名産品などを存分にお楽しみいただくとともに、特色ある取り組みや、各施策について、ご注目をいただければと思います。そして、皆様の思い出となるひと時を、お過ごしいただければ幸いです。皆様のご来訪を、お待ちしております。

平成三十年度 地方財政計画の概要等について

市町村課課長補佐（企画財政担当） 田村 俊 幸

1 はじめに

「地方財政計画」は、地方交付税法第七条の規定に基づき作成される「地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」のことであり、同条の規定により、国会に提出するとともに、一般への公表が義務付けられています。

この計画は、人口や産業集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、地方団体がその重要な責任を果たすことができるよう、

○地方交付税制度と関連して、地方財源を保障する機能

○地方団体における当該年度の「財政運営の指針」としての機能

○「国家財政・国民経済等との整合性」を確保する機能を担っています。

2 平成三十年度の地方財政計画

平成三十年度の地方財政計画は、二月六日に閣議決定され、国会に提出されるとともに、一般にも公開されています。なお、東日本大震災からの復興・復興については、平成二十八年度から被災地が自立し、地方創生のモデルとなる復興を目指す「復興・創生期間」に移行していますが、引き続き「通常収支分」と「東日本大震災分」に区分して整理されています。

（1）通常収支分（資料1）

通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、「子ども・子育て支援」、「地方創生」及び「公共施設等の適正管理」に対応するために必要な経費を計上するとともに、「社会保障関係費」の増加を適切に反映し

た計上を行う一方、国の取組みと基調を合わせた歳出改革が行われています。

また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」（平成二十七年六月三十日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成二十九年地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置が講じられています。

【ポイント】

「通常収支分」のポイントとしては、次の三点が挙げられます。

①一般財源総額の確保

平成三十年度の一般財源総額は、前年度を上回る六二・一兆円（水準

資料 1

歳入歳出の概要

(単位:兆円、%)

通常収支分		30年度 A	29年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方	39.4	39.1	0.4	0.9
	地方譲与税	2.6	2.5	0.0	1.5
	地方特例交付金	0.2	0.1	0.0	16.3
	地方交付税金	16.0	16.3	▲ 0.3	▲ 2.0
	国庫支出金	13.7	13.5	0.1	0.8
	地方債	9.2	9.2	0.0	0.3
	臨時財政対策債	4.0	4.0	▲ 0.1	▲ 1.5
	臨時財政対策債以外	5.2	5.1	0.1	1.7
	使用料及び手数料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 0.6
	雑収入	4.3	4.2	0.1	1.2
	その他	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	26.8
	計	86.9	86.6	0.3	0.3
	歳出	一般財源 (水準超経費を除く)	62.1	62.1	0.0
給与関係経費		20.3	20.3	▲ 0.0	▲ 0.0
一般行政経費		37.1	36.6	0.5	1.3
うち補助		20.2	19.8	0.5	2.3
うち単独		14.1	14.0	0.0	0.3
うちまち・ひと・しごと創生事業費		1.0	1.0	0.0	0.0
うち重点課題対応分		0.3	0.3	0.0	0.0
地域経済基盤強化・雇用等対策費		-	0.2	▲ 0.2	皆減
公債		12.2	12.6	▲ 0.4	▲ 3.0
維持補修費		1.3	1.3	0.0	3.6
投資的経費		11.6	11.4	0.3	2.3
直轄・補助		5.8	5.7	0.1	1.5
単独		5.8	5.6	0.2	3.2
うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0	
うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.4	0.1	37.1	
公営企業繰出金	2.6	2.5	0.0	1.3	
水準超経費	1.8	1.8	0.0	1.7	
計	86.9	86.6	0.3	0.3	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

出典：平成30年度地方財政計画のポイント（平成30年2月6日総務省）

超経費を除く一般財源総額について
も前年度を上回る六〇・三兆円が
確保されています。

歳出については、子ども・子育て
支援等の「社会保障関係経費」、ま
ち・ひと・しごと創生事業費（前年
度と同額の一・〇兆円）及び「重
点課題対応分（前年度と同額の〇・
二五兆円）」等の歳出が適切に計上さ
れています。

また、できる限り「地方交付税」
を確保するとともに「臨時財政対策

債」を抑制するため、精算減（平成
二十八年度国税決算分）の繰延べ、
地方公共団体金融機構の公庫債権金
利変動準備金の活用など、様々な工
夫が行われました。

その結果、「地方交付税」につい
ては、前年度からの減を概算要求時
点の▲〇・四兆円から▲〇・三兆円
に減少を抑制し、一六・〇兆円を確
保しつつ、「臨時財政対策債」につ
いては、概算要求時点の十〇・五兆
円から大幅に増加を抑制し、前年度

業費を増額し、前年度から十〇・一
兆円増の〇・五兆円が計上されてい
ます。

また、このほかに、公共施設等適
正管理推進事業の進捗に伴い増加が
見込まれる公共施設等の「維持補修」
に要する経費が増額（十二五〇億円）
されています。

③歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の
確保
平成二十六年から行ってきた、

から▲〇・一兆円の
減に抑制されました。

②公共施設等の適正
管理の推進等
（資料 2）
公共施設等の老朽
化対策をはじめ適正
管理を推進するため、
「公共施設等適正管
理推進事業費」につ
いて、河川、港湾等
の長寿命化事業やユ
ニバーサルデザイン
化事業を対象に追加
するなど、内容を拡
充するとともに、事

資料 2

公共施設等の適正管理の推進

対象事業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ・ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】 【公共用建物】 ・ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業 【社会基盤施設】 ・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業 (道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道) 対象を追加	90%	30% ↓ 財政力に応じて 30~50% 【拡充】
③ 転用事業 ・ 他用途への転用事業	90%	
④ 立地適正化事業 ・ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】 ・ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 ・ 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	90%	交付税措置対象分 75%の30%
⑦ 除却事業	90%	—

※ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象

出典：平成30年度地方財政計画の概要（平成30年2月6日総務省）

3 地方自治体の基金
調査結果等から

平成二十九年度に総務省が実施した基金の調査結果によると、平成二十八年度末までの十年間の残高増加の要因として、市町村では「合併による財政支援終了後を見据えた蓄え」と、「公共施設等の老朽化対策」や「災害対応」など将来の備えのためであることが明らかになりました。（資料3）

この調査結果や平成二十九年度の経済財政諮問会議等における議論を踏まえ、総務省から「平成三十年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について（平成三十年一月二十五日事務連絡）」で、地方自治体の「基金」に関する留意点として、次のことが示されています。

① 「公共施設等総合管理計画」について、不断の見直しによる充実化を図るとともに、充当可能な財源として地方債や「基金」等を的確に見込み、計画的に活用することで、適切な対策に努めていただきたいこと

② その規模や管理などについて十分

「危機対応モード」から「平時モード」への切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や、社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を○・二兆円確保した上で、「歳出特別枠（前

年度○・二兆円）」が廃止されました。
（2）東日本大震災分
東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として、「震災復興特別交付税」が○・四兆円確保されています。

検討を行った上で、それぞれの「基金」の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと

③ 「基金」の考え方・増減の理由・今後の方針等の基金の積立状況等については、平成二十九年度に実施した「基金の積立状況等に関する調査」の内容を参考に、「公表情報の充実」を図るよう努められたいこと

4 おわりに

今回の地方財政対策において、地方自治体の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行われませんでした。今後、いわゆる「骨太の方針二〇一八」や平成三十一年度の国の予算編成に向け、経済財政諮問会議等において、基金増加に着目した一方的な地方財政の見直し議論が継続することが見込まれます。

また、先にも述べましたが、国の「経済・財政再建計画」における、「地方一般財源の実質的に同水準確保ルール」は平成三十年までであることから、その後の地方財政の見通しが懸念

される状況にあります。

こうしたことから、市町村課におきましては、引き続き、県内市町村との連携を密にし、「徳島発の政策提言」はもとより、全国知事会などを通じて、国に対し「将来にわたって安定的な地方一般財源総額の確保」を強く訴えて参りたいと考えております。

資料 3

基金残高増加の要因分析

<要因ごとの基金増加額の試算>

(単位:兆円)

増加要因	増加額	交付団体	うち		不交付団体	うち	
			道府県	市町村			東京都・特別区
(1) 制度的な要因	2.3	2.1	0.4	1.7	0.1	0.1	
① 国の施策に基づく特定目的基金※1の増加	0.6	0.5	0.4	0.1	0.1	0.1	
② 合併に伴う特例措置の終了に備えているもの等の増加※2	1.7	1.7	—	1.7	0.0	—	
(2) その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え※3	5.7	3.1	0.8	2.3	2.5	2.4	
歳入	① 景気の動向による法人関係税等の変動	0.8	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
	② 人口減少による税収減	0.3	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0
歳出	③ 公共施設等の老朽化対策等	2.0	1.0	0.1	0.8	1.1	1.0
	④ 災害	0.9	0.6	0.2	0.4	0.3	0.3
	⑤ 社会保障関係経費の増大	0.7	0.3	0.0	0.3	0.4	0.4
⑥ その他	0.8	0.4	0.2	0.2	0.4	0.5	
合計	7.9	5.3	1.2	4.0	2.7	2.5	

※1 地域医療介護総合確保基金、後期高齢者医療財政安定化基金等、国の施策に基づき設置された基金。

※2 調査結果及び合併団体と非合併団体の基金残高の伸率の差を基に試算。

※3 財政調整基金については調査結果における積立理由の順位を基に、特定目的基金については調査結果における使途区分を基に試算。

出典：地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析（平成29年11月7日総務省）

平成三十年度 地方債計画の概要について

市町村課係長（企画財政担当） 青木秀夫

平成三十年度地方債計画は、平成二十九年十二月二十二日に取りまとめられた。

毎年度の地方債計画は、地方財政法第五条の第三十一項の規定に基づき、同意等を行う地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類として作成、公表されるものであり、地方交付税制度とともに地方財源を保障する役割を担っている。

I 地方債計画の策定方針

平成三十年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図るとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日

本大震災分のそれぞれについて策定されており、この両者を合計した地方債の総額は、一兆六、五〇九億円となり、前年度に比べて六四億円、〇・一%の増となっている。

II 地方債計画の主な特色

1 通常収支分

(1) 概況

平成三十年度地方債計画の通常収支分については、地方財政の見直しに基づき、さらに公営企業会計等分については、地方公共団体の所要額等を勘案して決定されている。

総計では、普通会計分が九兆二、一八六億円、公営企業会計等分が二兆四、二七〇億円で、合わせて一兆六、四五六億円が計上されており、前年度に比べて一九九億円、〇・二%の増となっている。（表1）

(2) 主な特色

① 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大するとともに、ユニバーサルデザインに係る事業を加え、四、三二〇億円が計上されている。

また、過疎地域においても、公共施設の適正管理を推進するため、過疎対策事業が充実され、前年度比一〇〇億円増の四、六〇〇億円が計上されている。

各市町村におかれては、これらの措置を活用し、公共施設の適正管理について、公共施設等総合管理計画等に基づく取り組みの推進を図っていただきたい。

② 財政融資資金の償還期間の延長

辺地対策事業（義務教育諸学校施設）について、十年以内（うち据置二年以内）を二十五年以内（うち据置三年以内）に延長され、過

表1

平成30年度地方債計画
(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,476	16,443	33	0.2
2 公営住宅建設事業	1,130	1,130	0	0.0
3 災害復旧事業	873	873	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,391	0	0.0
(1) 学校教育施設等	1,245	1,245	0	0.0
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	22,634	21,927	707	3.2
(1) 一般	2,332	2,795	△ 463	△ 16.6
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	3,150	1,170	37.1
6 辺地及び過疎対策事業	5,085	4,975	110	2.2
(1) 辺地対策	485	475	10	2.1
(2) 過疎対策	4,600	4,500	100	2.2
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	50,734	49,884	850	1.7
二 公営企業債				
1 水道事業	5,389	5,043	346	6.9
2 工業用水道事業	216	247	△ 31	△ 12.6
3 交通事業	1,327	1,611	△ 284	△ 17.6
4 電気事業・ガス事業	225	202	23	11.4
5 港湾整備事業	508	509	△ 1	△ 0.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	4,614	△ 792	△ 17.2
7 市場事業・と畜場事業	358	235	123	52.3
8 地域開発事業	745	622	123	19.8
9 下水道事業	12,298	11,904	394	3.3
10 観光その他事業	169	134	35	26.1
計	25,057	25,121	△ 64	△ 0.3
合 計	75,791	75,005	786	1.0

(単位：億円、%)

項目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	39,865	40,452	△ 587	△ 1.5
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(276)	(266)	(10)	(3.8)
総計	(276)	(266)	(10)	(3.8)
	116,456	116,257	199	0.2
内 普通会計分	92,186	91,907	279	0.3
内 公営企業会計等分	24,270	24,350	△ 80	△ 0.3
資金区分				
公的資金	45,848	46,609	△ 761	△ 1.6
財政融資資金	28,066	28,545	△ 479	△ 1.7
地方公共団体金融機構資金	17,782	18,064	△ 282	△ 1.6
(国の予算等貸付金)	(276)	(266)	(10)	(3.8)
民間等資金	70,608	69,648	960	1.4
市場公募	38,200	38,200	0	0.0
銀行等引受	32,408	31,448	960	3.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として 58 億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

疎対策事業（義務教育諸学校及び高等学校施設）について、十二年以内（うち据置三年以内）を二十五年以内（うち据置三年以内）に延長されている。

③ 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第五条の特例として、前年度に比べて五八七億円、一・五%減の三兆九、八六五億円が計上されている。

2 東日本大震災分

平成三十年地方債計画の東日本大震災分については、復旧・復興事業として、総計で五三億円が計上されており、前年度に比べて一三五億円、七一・八%の減となっている。（表2）

Ⅲ 地方債資金の確保

平成三十年地方債計画の資金の構成は、表1、表2のとおりとなっている。通常収支分の公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金）については、前年度と同程度の割合が確保され、所要額として、四兆五、八四八億円（前年度比七六一億円、一・六%減、構成比三九・四%）が確保されている。

表2

平成30年度地方債計画
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	30	158	△ 128	△ 81.0
	災害復旧事業	9	18	△ 9	△ 50.0
	一般単独事業	2	3	△ 1	△ 33.3
公営企業債					
	市場事業・と畜場事業	0	1	△ 1	△ 100.0
	下水道事業	12	8	4	50.0
国の予算等貸付金債		(4)	(5)	(△ 1)	(△ 20.0)
総 計		(4)	(5)	(△ 1)	(△ 20.0)
		53	188	△ 135	△ 71.8
内 訳	普 通 会 計 分	32	161	△ 129	△ 80.1
	公 営 企 業 会 計 等 分	21	27	△ 6	△ 22.2
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	36	135	△ 99	△ 73.3
	地方公共団体金融機構資金	17	53	△ 36	△ 67.9
	(国の予算等貸付金)	(4)	(5)	(△ 1)	(△ 20.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

また、東日本大震災分については、関連する事業が円滑に推進できるよう、所要額の全額が公的資金で確保されている。

一方、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとされている。

IV
おわりに

各市町村におかれては、中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、地方債の発行に当たっては、当該年度の地方債計画の内容に十分ご留意いただきたい。また、将来にわたる地方債の発行計画や償還計画等により、総合的な地方債の管理に努めつつ、地方債を効果的に活用することにより、地方創生に関する取り組みや、公共施設の適正管理等の着実な推進をお願いしたい。

なお、平成三十年度の各事業債の詳細な取扱等、具体的な起債事務については、総務省が告示する地方債同意等基準や、総務副大臣が通知する地方債同意等基準運用要綱等を踏まえ、適切な事務処理をお願いしたい。

(参考)

平成30年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,476	16,443	33	0.2
2 公営住宅建設事業	1,160	1,288	△ 128	△ 9.9
3 災害復旧事業	882	891	△ 9	△ 1.0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,391	0	0.0
(1) 学校教育施設等	1,245	1,245	0	0.0
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	22,636	21,930	706	3.2
(1) 一般	2,334	2,798	△ 464	△ 16.6
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	3,150	1,170	37.1
6 辺地及び過疎対策事業	5,085	4,975	110	2.2
(1) 辺地対策	485	475	10	2.1
(2) 過疎対策	4,600	4,500	100	2.2
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	50,775	50,063	712	1.4
二 公営企業債				
1 水道事業	5,389	5,043	346	6.9
2 工業用水道事業	216	247	△ 31	△ 12.6
3 交通事業	1,327	1,611	△ 284	△ 17.6
4 電気事業・ガス事業	225	202	23	11.4
5 港湾整備事業	508	509	△ 1	△ 0.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	4,614	△ 792	△ 17.2
7 市場事業・と畜場事業	358	236	122	51.7
8 地域開発事業	745	622	123	19.8
9 下水道事業	12,310	11,912	398	3.3
10 観光その他事業	169	134	35	26.1
計	25,069	25,130	△ 61	△ 0.2
合 計	75,844	75,193	651	0.9

(単位：億円、%)

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債	39,865	40,452	△ 587	△ 1.5
四 退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(280)	(271)	(9)	(3.3)
総 計	(280)	(271)	(9)	(3.3)
	116,509	116,445	64	0.1
内 普 通 会 計 分	92,218	92,068	150	0.2
内 公 営 企 業 会 計 等 分	24,291	24,377	△ 86	△ 0.4
資 金 区 分				
公 的 資 金	45,901	46,797	△ 896	△ 1.9
財 政 融 資 資 金	28,102	28,680	△ 578	△ 2.0
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	17,799	18,117	△ 318	△ 1.8
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(280)	(271)	(9)	(3.3)
民 間 等 資 金	70,608	69,648	960	1.4
市 場 公 募	38,200	38,200	0	0.0
銀 行 等 引 受	32,408	31,448	960	3.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として58億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成三十年度 税制改正（市町村税関係）について

市町村課課長補佐（税政担当） 美 吉 克 春

はじめに

平成三十年度の税制改正大綱では、経済の成長軌道を確かなものとするため、最大の課題である少子高齢化の克服に向けて「生産性革命」と「人づくり革命」を断行しデフレからの完全脱却を図り、人生一〇〇年時代を見据え、誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍時代」を作り上げるとされ、昨年度に引き続き働き方の多様化を踏まえ、給与所得控除等の見直しや中小企業の生産性向上に向けた設備投資促進税制の大胆な拡充などが行われております。

また、環境面に関しまして、地方が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）等の創設も決定されるなど多様な改正がされており、以下、市町村税に関する主な改正点を説明いたします。

1 個人住民税関係

① 個人住民税における給与所得控除制度等の見直し（平成三十三年課税分）

「働き方改革」を後押しするとして、平成二十九年税制改正における配偶者向上等の見直し（平成三十一年度課税分から適用）に引き続き、所得税と同様に給与所得控除・公的年金等控除の制度見直しを図りながら、その一部を基礎控除に振り替える等の改正が行われます。具体的な内容については、次のとおりです。

① 給与所得控除・公的年金控除からの基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な働く方を広く応援するとして、給与所得控除・公的年金等控除が十万円引き下げられるとともに、基礎控除額が同額引き上げられます。この改正により基礎控除額は、現行の三十三万円から四十三万円に引

き上げられます。

② 給与所得控除の見直し

現行の所得控除水準は、諸外国に比べ過大であるとの考え方に基つき、給与所得控除が上限となる給与収入の見直しが行われ、上限となる給与収入が一千万円から八百五十万円に引き下げられます。

これと合わせて、二十二歳以下の扶養親族がいる子育て世帯や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる介護世帯については、負担増とならないよう所得金額調整控除が創設され、年末調整において、給与等の収入金額が八百五十万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は二十三歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものである場合は、給与等の収入金額（一千万円を超える場合は、一千万円）から八百五十万円を控除した金額の〇％に相当する金額が給与所得の金額から控除されることとなります。

③ 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除については、収入が増加しても上限がなく高所得の年金所得者に手厚い制度となっているなどから、控除額に上限が設定され、控除の上限額は、百九十五・五万円（基礎控除への振替に伴う十万円引下げ分を含む。）となります。

また、公的年金等収入以外の所得金額が一千万円を超える場合は更なる控除額の引下げが行われ、他の所得金額が一千万円超の場合は、十万円、二千万円超の場合は、二十万円控除額が引き下げられます。

④ 基礎控除の見直し

高所得者まで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいとの議論を経て、所得控除方式を維持しつつ控除額を減消失させる仕組みが次のとおりとされます。

- ・ 合計所得金額
 - 二千四百万円超～二千四百五十万円以下 二十九万円
 - ・ 合計所得金額
 - 二千四百五十万円超～二千五百万円以下 十五万円
 - ・ 合計所得金額
 - 二千五百万円超 適用なし

(2) 森林環境税（仮称）等の創設

パリ協定の下、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成等のため、地方が実施する森林整備等に係る経費を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が創設されます。具体的な内容については、次のとおりです。

① 森林環境税（仮称）の創設

- ア 基本的な仕組み
 - (ア) 納税義務者等…国税として国内に住所を有する個人
 - (イ) 税率…年額一千元
 - (ウ) 賦課徴収…市町村が個人住民税と併せて徴収
 - (エ) 国への払込み…納付納入された税額を、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込み
 - イ 施行期日
 - 平成三十六年度から
 - ウ その他
 - 個人住民税に準じて非課税、減免の範囲などを設計

② 森林環境譲与税（仮称）の創設

- ア 基本的な仕組み
 - (ア) 森林環境税（仮称）の収入額に相当する額を、市町村及び都道府県に譲与
 - (イ) 譲与基準等
 - a 市町村分

(a) 譲与割合

森林環境譲与税の9/10
(b) 譲与基準

- ・ 私有林人工林面積 5/10
- ・ 林業就業者数 2/10
- ・ 人口 3/10

b 都道府県分
(a) 譲与割合

森林環境譲与税の1/10
(b) 譲与基準

- ・ 私有林人工林面積 5/10
- ・ 林業就業者数 2/10
- ・ 人口 3/10

※ 私有林人工林面積は、林野率により補正

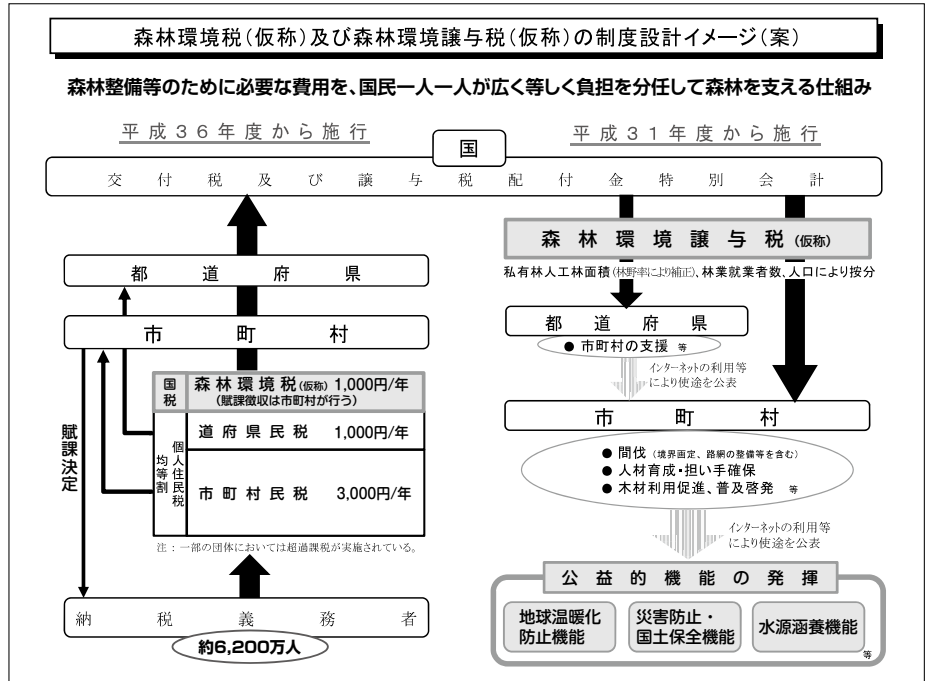
(ウ) 使途及び公表

- a 使途
 - (a) 市町村
 - 森林整備及びその促進に関する費用
 - (b) 都道府県
 - 市町村の支援等に関する費用
 - 公表
- b 公表
 - ホームページ等による使途の公表を義務づけ
- イ 施行期日
 - 平成三十一年度から

③ 経過措置

地方における森林整備は喫緊の課題であることから、森林環境税（仮称）に先立ち、森林環境譲与税（仮称）の譲与を開始することに伴い、次のような経

表 1



過措置が設けられております。

なお、課税開始までの譲与税財源については、譲与税特別会計からの借入金で充てることとし、後年度の税額の一部から返済していくとされており、平成四十五年度から森林環境税(仮称)の全額が譲与税財源となる予定です。

ア 譲与予定額

・平成三十一年度～三十三年度
二百億円

して、都道府県への譲与割合が高められています。

期間	市町村	都道府県
平成三十一年度～三十六年度	80 / 100	20 / 100
平成三十七年度～四十年	85 / 100	15 / 100
平成四十一年度～四十四年度	88 / 100	12 / 100
平成四十五年度～	90 / 100	10 / 100

- イ 償還予定額
 - ・平成三十四年度～三十六年度 三百億円
 - ・平成三十七年度～四十年 四百億円
 - ・平成四十一年度～四十四年度 四百億円
 - ・平成四十五年度～ 五百億円
 - ・平成四十五年度～ 六百億円
 - ウ 譲与予定割合
 - ・平成四十一年度～四十四年度 二百億円
- 制度開始当初は、市町村の体制整備のための都道府県への支援が不可欠と

(表1)

2 固定資産税関係

(1) 償却資産に係る生産革命の実現に向けた中小企業の設備投資の特例措置等

固定資産税が市町村を支える基幹税であるとして、償却資産に対する固定資産税制度を維持した上で、政府においては、平成三十二年までの三年間を「生産性革命集中投資期間」と位置づけ、大胆な税制・予算・規制改革等の施策を講じる予定としており、中小企業の設備投資促進に向けて、「生産性向上特別措置法(仮称)」の規定により市町村が策定する「導入促進基本計画」に合致すると認められた中小企業が導入する一定の設備について、異例の措置として、固定資産税の価格をゼロから二分の一に軽減できる仕組みが創設されます。

また、中小企業の設備を助成する措置として、固定資産税の軽減措置特例率をゼロと定めた市区町村の中小企業は、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」等の補助事業において、「優先採択」や「補助率引上げ」などの支援が受けられることとなります。概要については、次のとおりです。

対象となる設備投資

① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資

- ・ 中小企業は商工会等と連携し、設備投資計画を策定
- ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定

② 真に生産性革命を実現するための設備投資

（導入により、労働生産性が年平均均三%以上向上する設備投資）

③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資

（生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資）

※②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される

- （表2）
- ② その他の措置等
- ① 固定資産税（土地）の負担調整措置の延長
- ② 首都圏のデータのバックアップのための首都圏以外に整備したデータセンターの設備に係る課税標準の特例措置の創設
- ③ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設
- ④ 新築住宅に係る税額の減額措置の

表 2

中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設（詳細）

改正概要	【適用期限：平成32年度末まで】
対象者 ※1	中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村 ※2
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※3）（60万円以上/14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2（※4）に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり ※2 市町村内で地域指定がある場合あり
※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※4 市町村の条例で定める割合

▶ 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。

⑤ 耐用期限の延長
耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の延長 など

3 地方のたばこ税率の引上げ

国と地方のたばこ税の配分比率

（表3）

二段階目（平成三十一年十月一日）は、旧課税方式五分の三、新課税方式五分の二、三段階目（平成三十二年十月一日）は旧課税方式五分の二、新課税方式五分の三と、換算方式を一年毎に変更していき、平成三十四年十月一日に新課税方式への移行が完了することになります。

（…）を維持した上で、たばこ税率が平成三十年十月一日から三段階で引き上げられます。（国と地方分合わせて一本当たり一円ずつ計三円）

また、加熱式たばこの課税方式について、新たな区分として、加熱式たばこの区分が創設され、紙巻きたばこの本数への換算方法として重量と価格の要素を勘案した換算方式となります。

なお、この見直しについては、五年間かけて段階的に移行され、第一段階（平成三十年十月一日）では、旧課税方式で換算した本数を五分の四、新課税方式で換算した本数を五分の一として、それを合わせた数が加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算本数となります。

4 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

地方消費税の清算基準については、平成二十九年税制改正において、三年度税制改正で抜本的な見直しをす

ると明記されており、これを受けて、検討会で検討された

表 3

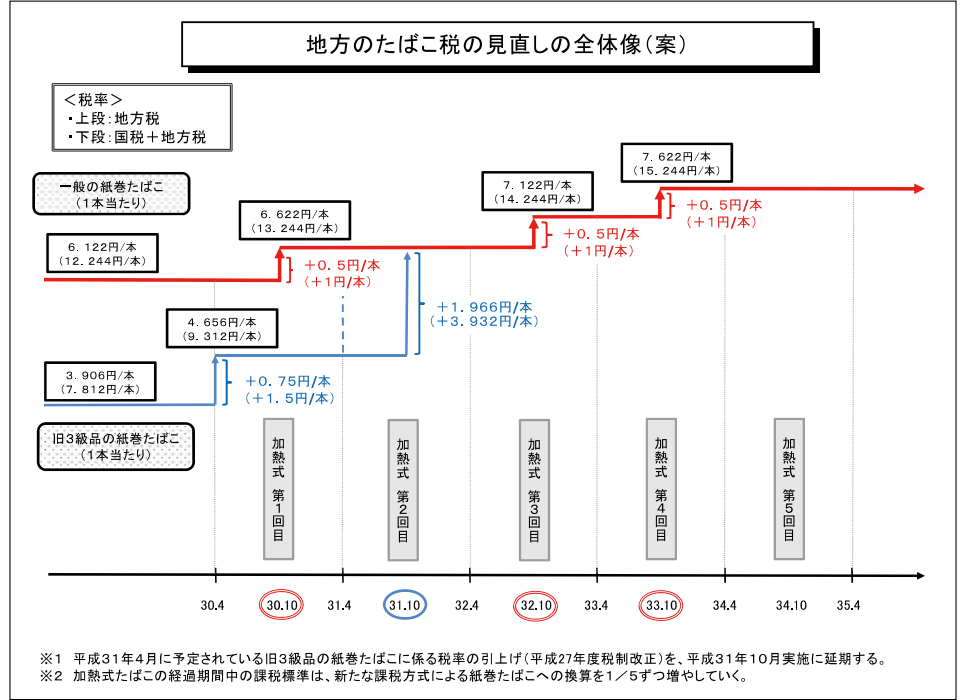
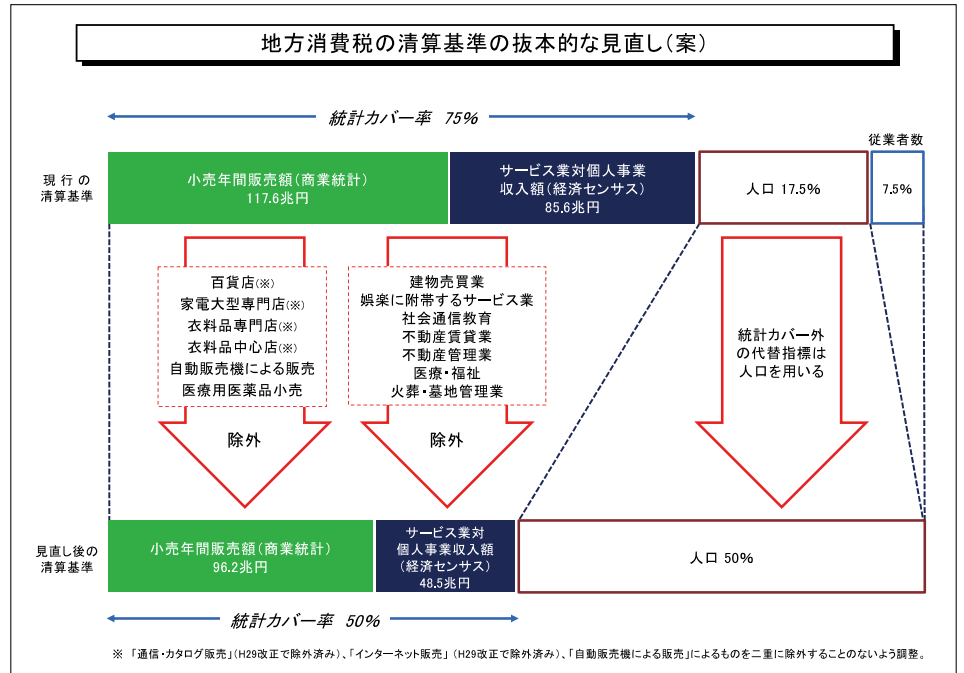


表 4



結果、最終消費地との乖離がある統計データについて除外するという見直しが行われ、小売業において、百貨店・家電大型専門店等を、サービス業については、建物売買業・娯楽付帯サービス業の額を除外することになっております。

また、これに伴い、統計カバー率が五十%程度に低下したため、統計カバー率を七十五%から五十%に引き下げ、残りの統計カバー率外の指標について、全て人口で代替するという改正が行われます。

なお、この清算基準の見直しについては、平成三十年四月以降の清算から使用されることとなります。(表4)

5 地方税の電子化

(1) 共通電子納税システム（共同収納）の導入

企業が一度の手続きで複数の地方団体への納税を可能とするため、全地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織（eLTAX）を活用してできる仕組みが平成三十一年十月から導入され、eLTAXの運営主体について、秘密保持義務などを制度上措置することで地方税法の改正が行われます。（表5）

(2) 大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化

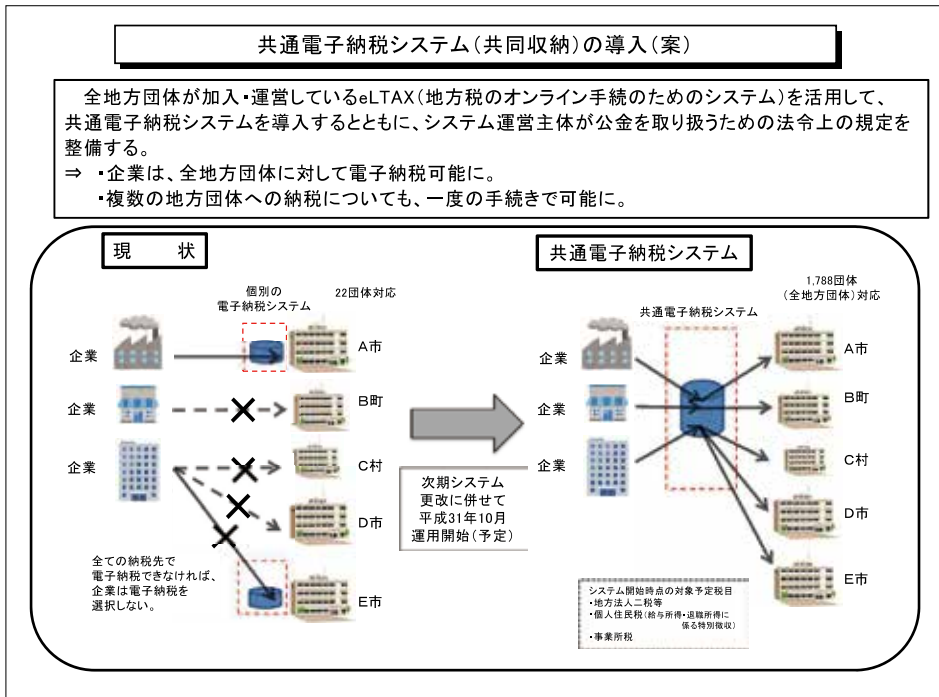
平成三十二年年度から、資本金一億円超の普通法人等に対して、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の電子申告が義務づけられます。

むすびに

今年度の税制改正では、喫緊の課題であった地方の森林整備に充てる財源として新税が創設されるとともに、課題である地方税の偏在是正に向けて地方消費税の清算基準の見直しなどが行われました。

この地方税の偏在是正については、今後の検討事項として、「都市・地方

表 5



の持続可能な発展のための地方税法体系の構築」が取り上げられ、より偏在性の小さい地方税法体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要であると

して、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率一〇%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に還元されること等も

踏まえて検討し、平成三十一年度税制改正において結論を得るとされています。

また、地方税の電子化については、給与所得に係る個人住民税の特別徴収通知（納税義務者用）について、eLTAXにより特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の差異が生じないよう配慮しつつ検討するとされ、更なる電子化の推進が見込まれております。

皆さま方には、これらの今後の検討事項とされた事項の動向を注視していただきますとともに、地方財源確保に向けたより一層の適正な課税・徴収事務の執行をお願いいたします。

ラフティング世界選手権2017を振り返って

三好市政策監 春木尚登

はじめに

私は、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの二年間、県庁から三好市に派遣となり、三好市政策監、ラフティング世界選手権実行委員会事務局長としての業務に従事しました。平成三十年四月の人事異動で三好市を離れましたが、七ヶ国五二二名の選手が参加した「ラフティング世界選手権2017」の開催にかかわった者の一人として、その内容を報告させていただきます。

まず、具体的な「ラフティング世界選手権2017」についての説明の前に、三好市のラフティングの状況について、少し説明をさせていただきます。ラフティングは、「ラフト」と呼ばれるゴムボートで激流を下っていく、アウトドアスポーツです。日本では一九九〇年代初めより、一般体験型の「コマースラルラフティング・(商業ラ



スタート地点付近 (H2H)

くは六人で乗り込み、激流をいかに早く正確に下れるかをタイムで競うスポーツです。

ラフティング世界選手権での種目としては、

- ・スプリント(短距離のタイムトライアル) (優勝一〇〇点)
- ・H2H(二艇同時スタートによる短距離レース) (優勝二〇〇点)
- ・スラローム(指定された順番にゲートを通過し、タイムを競う) (優勝三〇〇点)
- ・ダウンリバー(三ヶ四艇ずつスタートし、長距離でのタイムを競う) (優勝四〇〇点)

フティング)が開始され、子供から大人まで気軽に大自然を満喫できるスポーツとして人気が高まっています。三好市とその上流に位置する高知県大豊町では「コマースラルラフティング」として二十の事業者が営業を行っており、毎年約四万人が訪れています。次に、「レースラフティング」についてですが、ラフトボートに四人もし

の四種目があり、各種目の順位によってポイントが与えられ、獲得ポイントの合計で、総合順位が決まるものです。国内でのレースラフティングの歴史は古く、一九七〇年代から、大学探検部を中心に利根川、長良川、天竜川、北山川など全国各地で大会が開催されてきています。

平成二十九年十月二日(月)から十月九日(月)にかけて、吉野川中流域

世界選手権の誘致に至るまで

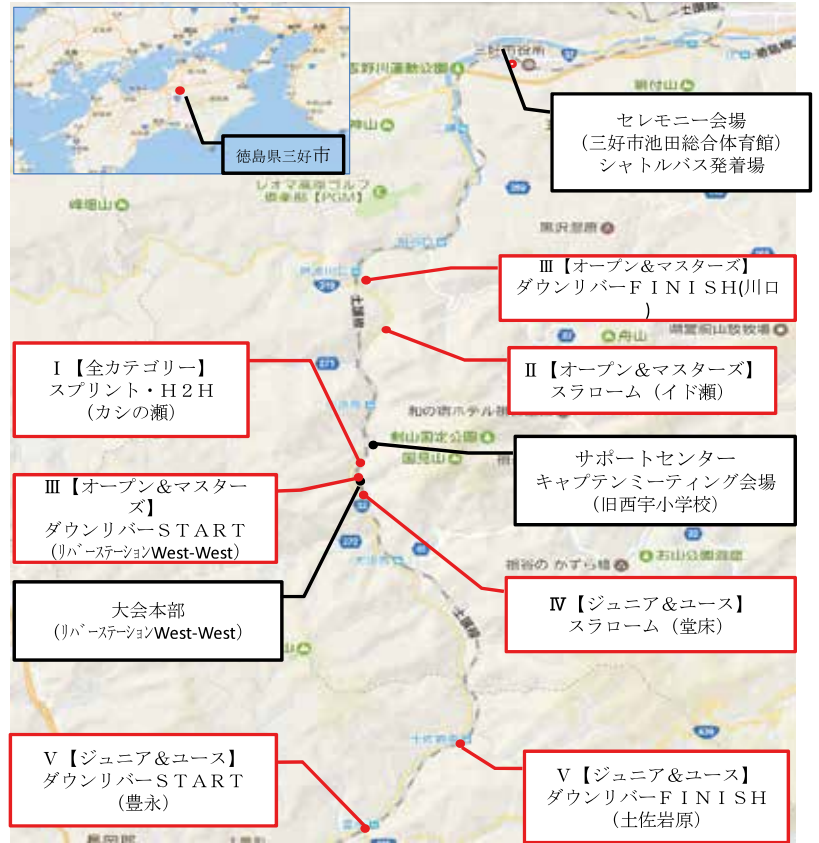
ラフティングは、パドルを漕ぐ瞬発力や持久力といった運動能力に加え、川を読む力やチームワークなど総合的な力が試されるスポーツといわれています。

の徳島県三好市・高知県大豊町で「ラフティング世界選手権2017」が、日本で初めて開催されました。このラフティング世界選手権は、世界的にもこれほどの水量がありながら清流であるという四国吉野川中流域の特徴、強みを活かした開催でありました。

三好市としては、このラフティング世界選手権開催を契機とし、吉野川でのラフティングという貴重な「地域の資源・宝物」を全世界に発信し、「三

競技会場

競技会場全体図



好市」の名前を多くの方にとってもらおうとする取り組みです。

また、地域活性化の観点から、ラフティング世界選手権を開催することで、市民のみなさんに様々なところがかかわっていただき、故郷の良さを再認識していただく、また、外国人選手と交流することで何かしら今までになかったものを心にかけていただきたいという思いもありました。

これまでのラフティング世界選手権では、日本勢は男女オープンチーム(チームテイケイ、ザ・リバーフェイス)が優勝するなどの素晴らしい成績を残してきましたが、日本での開催は、その大会規模、予算、地域の協力など、解決しなければならぬ課題が多くあり、これまで日本での大会開催に至らなかったところです。

しかし、地方自治体の三好市が中心となってこの大会を開催することで、



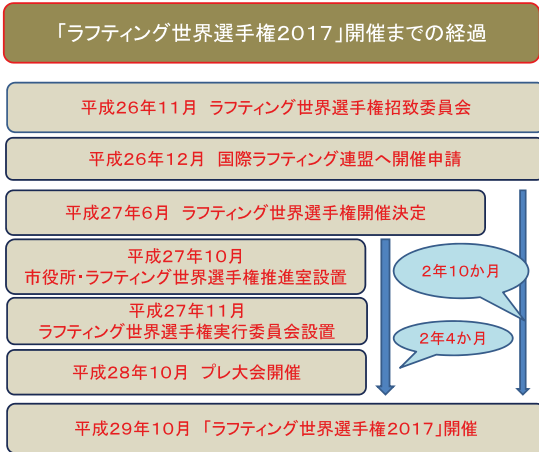
IRF WORLD RAFTING
CHAMPIONSHIP
2017 JAPAN

大会ロゴマーク

大会成功に向けて多くの課題を克服できる期待感がありました。

大会誘致については、少子・過疎・高齢化の問題に直面し、ウォータースポーツや観光を起爆剤として地域を盛り上げ、人口減少に歯止めをかけたという三好市の考えと、何とか日本初開催をしたいという日本の競技団体や地元関係者の思いが一致し、国際ラフティング連盟のジョー・ウィリー・ジョーンズ会長に三好市への視察を求め、平成二十七年六月、大会誘致が成功することになりました。

長年にわたり世界選手権誘致に取り組んできたラフティング関係者の思いが成就したということでもあります。



プレ大会の実施

世界選手権開催決定後、三好市では、平成二十七年十月、三好市役所産業観光部観光課内に「ラフティング世界選手権推進室」を設置し、その準備に取り掛かることになりました。

そして、関係者が連携しながら事業推進を図るため、平成二十七年十一月には、「ラフティング世界選手権実行委員会」が発足しました。

三好市が中心となって大会を主催するものの、これまでに経験したことのない「ラフティング」というウォータースポーツの大会、しかも国内初の世界選手権であり、準備を行うにも、予算の規模感や、その大会運営ノウハウが乏しいのは事実であり、いかに態勢を整えるのが課題となりました。

まずは、ラフティング世界選手権の一年前に同じ競技場所でプレ大会を実施することで、競技運営のノウハウの取得や課題の把握に努めたところです。プレ大会は練習日を含め、平成二十八年十月六日（木）から十日（月）まで五日間、開催しましたが、プレ大会に参加した海外チームの参加はオーストラリアの男子オープンチーム一



プレ大会唯一の外国チーム
オーストラリア・オープン男子チーム

ムとなりました。このため、通訳業務も当初の想定よりも少なく、外国人対応については、十分な検証ができなかった状況となりました。

また、大会期間中には台風による大雨の予報があったため、最悪の場合に備え、大会中止も検討、実際には日程変更や競技会場の変更も行ったため、かなり厳しい大会運営となりました。アウトドアスポーツにつきものとはいえ、天気次第でいろいろ対応が変化する難しさを感じたところです。

プレ大会を開催し、課題として把握できた主なものとして、
(1) 川の周辺は急流で険しい岩場であり観覧が困難なこと



スラローム会場（イド瀬）

課題の対応

- (2) 五〇〇人を超える選手や、スタッフ、観客の宿泊確保と輸送
- (3) 外国人選手、家族、報道、大会役員に対応するための通訳確保
- (4) 天候悪化の場合の対応検討などがありました。

プレ大会で把握できた課題の対応として、まず、当日多くの観覧者が予想されたため、競技会場近くに、観覧席の設置、支障木の伐採など、できるだけ多くの観覧スペースの確保を行いました。

また、競技会場が険しい岩場にあるため、危険なこともあり、競技会場である「リバーステーションWest-West」駐車場の大型ビジョンカーの配置、池田総合体育館をサブ会場としたパブリックビューイングの設置、徳島県内及び三好市内でのケーブルテレビ生中継などにより、観客が安心して観覧できる環境を提供し、混雑時や雨天時の対応も想定した上で準備にかかりました。



大型ビジョンカー（リバーステーションWest-West 風景）

次に、宿泊の確保についてでありましたが、市内宿泊事業者の意向確認と受け入れ可能者数の調査を行い、食事の提供と選手輸送と組み合わせを行った

上で、配宿していきました。

主催者側が確保した宿と選手チームが希望する宿が合わず、最終的な配宿作業は予定時期を大きく超え、一か月以上もかかってしまいました。予想以上に、大変な作業量と調整内容になってしまった感があります。

その原因としては、宿の予約で問題が生じれば、相手と英語でのメールでのやり取りを行いました。相手にとっても英語が母国語でないこともあったりしたため、こちらの意思が十分に伝わらなかつたり、日本との時差でやりとりなどの対応に時間がかかりました。配宿作業が完了できないため、バスによる選手輸送を確定できず、他の作業にしわ寄せが発生して、準備時間が短くなってしまいました。

また、スムーズな競技進行を図るため、そして周辺での交通渋滞を防ぐためにも、選手、観客、スタッフのバス輸送についても検討を重ねました。できる限りの現地やサブ会場での駐車場の確保のほか、シャトルバスのルートの複数化、配車時間の調整などを行い、シャトルバスの乗り場のある三好市池田町から山城町、高知県大豊町までの約四十kmにわたる複数の競技会場、二



シャトルバス乗り場

十を超える宿泊施設との調整を図りました。

結果として、選手、観客等のバス輸送については、JTBからのノウハウもいただきながら、大きなトラブルはなかったと思っております。

通訳の確保については、英語通訳を中心に公募によるスタッフのほか、阪南大学国際観光学部、国際ワークキャンプ、JTBなどの協力を得て、当日の通訳業務を担当していただきました。通訳電話サービスの利用や、指差し会話シートを作成し、宿泊施設への配布を行いました。

通訳業務を担当した、それぞれの皆さんがスキルを十分に発揮していただ

いて、選手、観客への適切な対応を実践していただき、本当に素晴らしい「おもてなし」が実現できたものと考えています。

選手権の実施

大会期間中は、競技のほか、その他多くの関連行事も実施し、大会直前には、出場選手による高齢者施設への訪問、地元中学生との交流事業を実施しました。

また、十月二日の選手受付のほか、三日の選手パレード、オープニングセ



選手パレード・阿波池田駅前通り

■大会日程

10/2 (月)	受付	キャプテンミーティング
10/3 (火)	公式練習 (スプリント・H2H)	オープニングパレード 開会式
10/4 (水)	公式練習 (スラローム)	キャプテンミーティング
10/5 (木)	公式練習 (ダウンリバー)	キャプテンミーティング
10/6 (金)	競技 スプリント・H2H	表彰式 キャプテンミーティング
10/7 (土)	競技 スラローム	表彰式 キャプテンミーティング
10/8 (日)	競技 スラローム	表彰式 キャプテンミーティング
10/9 (月)	競技 ダウンリバー	表彰式 クロージングセレモニー 閉会式

レモニー、毎日のキャプテンミーティング、競技が始まってからの表彰式、そして最終日のクロージングセレモニー、パーティーなど、期間中かなりのボリューム感のあるイベントをこなしています。

特に阿波池田駅前商店街で実施した選手パレードは多くの市民の方も参加し、選手との交流が図られました。

競技については、天気にも恵まれたこともあり、運営面では、ほぼ予定通りの進行で進めることができました。こ

競技の成功

Countrys・Teams list

No.	Country	Masters		Open		Junior (U23)		Youth (U19)		Total									
		Men	Women	Men	Women	Men	Women	Men	Women	athlete	Teams								
1	アルゼンチン	○	7			○	8			○	7	30	4						
2	オーストラリア			○	7							7	1						
3	ブラジル	○	8			○	8					16	2						
4	カナダ			○	8	○	7					15	2						
5	コスタリカ	○	8			○	8	○	6			29	4						
6	チェコ	○	7	○	8	○	8	○	7	○	8	○	8	46	6				
7	ドイツ			○	8									8	1				
8	イギリス	○	6			○	8	○	8	○	7	○	7	○	8	○	8	52	7
9	インドネシア	○	7	○	8			○	8	○	8	○	8	○	8	○	8	55	7
10	イタリア			○	7	○	7											14	2
11	モンゴル			○	8													8	1
12	ネパール			○	8													8	1
13	オランダ			○	7	○	6											13	2
14	ニュージーランド	○	7	○	7			○	7					○	8			36	5
15	ノルウェー					○	8											8	1
16	ロシア	○	6			○	7	○	6	○	7	○	6	○	8	○	8	48	7
17	スロバキア							○	8									8	1
18	スロベニア			○	8													8	1
19	トルコ							○	7					○	7			14	2
20	アラブ首長国連邦			○	8													8	1
21	アメリカ	○	6			○	6	○	6	○	6	○	8					32	5
22	日本	○	8	○	7	○	8	○	8	○	6	○	6	○	8	○	8	59	8
Total	22	10	70	4	30	17	130	12	84	10	72	6	43	7	53	5	40	522	71

れまでの世界選手権では二時間、三時間遅れは当たり前で、予定時間どおりに進めることができたことは、海外の選手や関係者からは高い評価がありました。この一因として、競技会場内に架線



ザ・リバーフェイスのレース (H2H)

一方で、地元女子オープンチームである「ザ・リバーフェイス」が総合



ラフトボートの輸送



R6 マスターズのレース (スラローム)

■競技結果

総合成績

カテゴリー	1位	2位	3位
オープン男子	ブラジル	日本	チェコ
オープン女子	日本	ニュージーランド	イギリス
ユース男子	トルコ	イギリス	インドネシア
ユース女子	ロシア	ニュージーランド	インドネシア
ジュニア男子	ロシア	アルゼンチン	ニュージーランド
ジュニア女子	チェコ	ロシア	イギリス
マスターズ男子	日本	チェコ	ニュージーランド
マスターズ女子	ニュージーランド	チェコ	日本

日本代表チームの成績

カテゴリー	チーム名	順位
オープン男子	チームテイケイ	第2位
オープン女子	ザ・リバーフェイス	第1位
ユース男子	チームトラクト	第5位
ユース女子	チームトラクト	第4位
ジュニア男子	タマ	第5位
ジュニア女子	ブルーム	第4位
マスターズ男子	R6 マスターズ	第1位
マスターズ女子	サクラ	第3位

選手権を終了して

優勝を飾り、男子マスターズでも「R6 マスターズ」が総合優勝しました。また、地元中高生で構成した男女「TRAKT (トラクト)」も種目別で活躍し、それぞれメダルを獲得し、これら地元チームの活躍で、三好市は大いに盛り上がったところでもあります。

この大会期間中、三好市、吉野川中流域ラフティングの市内、県内、全国、そして世界に向けての発信は、イ

ンターネット、SNS、そして新聞やテレビ、ラジオ等で行われ、メディア等の取り扱い回数が増すことで、日々、三好市民の皆さんの関心が高まっていったと思います。

特に、日々の地元徳島新聞の一面での掲載、池田ケーブルネットワーク、テレビトクシマでのCATV生中継の効果は大きなものであります。

また、選手権終了後の十二月には、アメリカの大手旅行雑誌「トラベル・アンド・レジャー」誌で、二〇一八年に訪れるべき世界の旅行地五十選に「祖谷溪」が日本で唯一選ばれ、そのきっかけとして、「ラフティング世界選手権開催」と紹介いただきました。

今後、三好市のインバウンド面において、さらなる期待感が持てる出来事となりました。

NHKにおいては大会のドキュメンタリー番組を制作していただき、複数回にわたる全国や海外への放送、四国放送においても番組制作と放送をしていただきました。

情報発信は、やはりメディアの取り扱いと個人によるSNS等での情報発信がうまく融合することが重要と感じています。

自治体である三好市としては、単に

競技大会を開催するだけでなく、地域への経済波及効果や選手権開催後のレガシーが必要でありました。そこで、外国人選手と中学生との交流事業を実施し、小中高校生にも選手パレードに参加していただきました。多くの外国選手と触れ合うことにより、児童、生徒には新たな視点や思いが生まれたように感じています。また、市民の方々もこの大会に参加、選手と触れ合うことで、地域の可能性を感じていただけたと思います。

この大会を通して、多くの外国人選手からは三好市のすばらしさ、吉野川



観客席から応援

最後にになりましたが、この「ラフティング世界選手権2017」に関わっていただきました、大豊町、県、自衛隊、消防、医療関係、マスコミをはじめとした多くの関係者、スタッフ、ボランティア、地域の皆様、そして協賛いただきましたスポンサーの皆様から心からお礼申し上げます。

この大会は、皆様の協力なくして、成功できなかったことに間違いありません。大会事務局として多くの不十分な点がありましたが、皆様の温かいご支援とそれぞれの持ち場で「大会を成功させるぞ」という意識の高さに救われたところです。本当にありがとうございました。

最後に

中流域の美しさについての言及があり、国際ラフティング連盟のジョー会長からは、過去最高のホスピタリティを持つ大会であったと評価をいただきました。市民の皆さんにも思い出深い出来事になったのではないかと思います。

この素晴らしいホスピタリティは、今年八月開催のウエイクボート世界選手権にも引き継いで、さらに「ウォータースポーツのまち・三好市」の実現を図ることにつながっていくことでしょう。



オープン女子日本代表チーム「ザ・リバーフェイス」総合優勝

ございました。

今回のラフティング世界選手権の開催は、「三好市」、「三好市民」、そして「三好市職員」にとって大きな自信と財産になったと思っています。

今後三好市では「ウォータースポーツのまち・三好市」を推進していくと思いますが、これまで着実に進めてきているインバウンド施策と融合することで、より一層、世界や日本中から注目され、楽しみな地域になると思います。三好市の今後のさらなる発展を期待しております。

世代を越えて、夢紡ぐまち・吉野川市

新・生活創造都市をめざして

吉野川市政策監兼総務部長 日下浩一

はじめに

吉野川市は、旧麻植郡の鴨島町、川島町、山川町及び美郷村の四町村が合併し、二〇〇四年十月一日、平成の合併において県内で初めて誕生した市です。県北部のほぼ中央に位置し、総面積一四四・一四平方キロメートル、二〇一八年四月一日現在の住民基本台帳による人口は、四一、五九二人、うち一四、六七三人が六五歳以上となっています。

阿波富士とも呼ばれる霊峰・高越山に抱かれ、悠久に流れ行く四国の命・吉野川に育まれた自然は豊かで、春になると各種桜やシバザクラ、国天然記念物の船窪のオンツツジなどに彩られ、川田川や東山谷川のホタルの光が夏の到来を知らせ、秋には市の花に制定されている菊の人形・花展でにぎわい、全国で初めて梅酒特区に認定された美郷の梅の開花が冬の終わりを告げます。

また、かつて主産地であった阿波藍、千二百年前弘法大師が歩いたときのままの自然が残る「最後



最後まで残った空海の道ウォーク

まで残った空海の道」として保存される四国霊場第十一番札所・藤井寺から第十二番札所・焼山寺への遍路道、阿波忌部氏により始まったとされ、現代に受け継がれる阿波和紙など、誇りうる歴史・文化が息づいています。そして、二〇一九年四月三十日に現天皇が退位され、五月一日に新天皇が即位されますが、天皇が即位後最初に行う新嘗祭である一代一度の大嘗祭には、阿波忌部一族が麻布などを献上する故、郡の名を麻植というたとされており、大正、昭和、平成の天皇即位後の大嘗祭でも山川町の忌部神社で織られた鹿服かぶろえが献上されました。

世代を越えて、夢紡ぐまち

吉野川市では、「世代を越えて夢紡ぐまち」新・生活創造都市をめざして」を市政運営の理念に掲げ、この理念の下、政策テーマ、施策の方向性、そして、「吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や各分野の基本計画等を体系化し、市政を運営しています。

市総合戦略では、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現」、「転出抑制と転入増加への挑戦」、「地域の特性を活かした課題解決と地域社会の形成」の三つを基本方針としています。市役所玄関には、「暮らしやすさ まかせてみんで！吉野川市」、「子育てなら まかせてみんで！吉野川市」の二本の幟を立てていますが、子育て支援の充実、移住・定住の促進を図るため、住まいや医療・福祉といった生活、子育てと仕事を両立できる就労・保育、子どもの健やかな成長を支える教育といった面での環境整備や、出産・子育てにか



高開石積みのシバザクラ

かる経済的負担の軽減などに関する施策を総合的に推進しています。

これまで、

若い世代への住宅取得支援（「来て観て住んで事業」）、新婚世帯への家賃補助、子どもの医療費やインフルエンザ予防接種費の助成、放課後児童クラブ利用料の軽減、出産祝い金の給付や育児用品購入費の助成、子育て・女性活躍等応援サイト「チャチャナビ」の開設、若者をターゲットにしたステイ・プロモーションなどを実施して参りました。また、二〇一八年度からは新たに特定不妊治療費の助成、「高越子育て支援センター」の設置、保育料の第二子半額にかかる所得制限の撤廃、婚姻や出産を記念するオリジナル届の作成、きめ細やかな相談や各種サポートを行う移住支援事業などを展開することとしています。

こうしたなか、県内の大半の市町村と同様に人口減少や転出超過が進行していますが、施策の効果も見えてきています。本市の出生数は、二〇一三年が二百五十二人、二〇一七年が二百五十五人と、この五年間で年よっての増減はあるものの三人の増加、二〇一二年から二〇一四年までの年平均が二百四十八人、二〇一五年から二〇一七年までの平均が二百六十二人であり、三年間平均の



高越こども園

比較で十四人増加しております。今後とも、こうした推移と施策の効果を検証するとともに、中長期的な展望を見据え、取り組みを進めて参りたいと考えています。

合併から十四年目を迎えて

二〇〇四年十月の合併から十四年目を迎えています。普通地方交付税の合併算定替えや合併特別債の発行などの合併優遇措置が終了する二〇一九年度（合併特別債の発行可能期間については、執筆中に法改正され、さらに五年間延長されました）を見据え、二〇一七年度からの三年間を「合併によるまちづくりの総仕上げ」の期間として位置づけ、集中的に事業を推進しているところです。

「吉野川市幼保再編計画」による認定こども園の整備は、本年四月に山川・美郷地区の「市立高越こども園」、来年四月には鴨島東部地区の市立認定こども園が開園し、二〇二〇年四月の鴨島中央部の私立のこども園開園により、市内全域の整備が整います。

また、「都市再生整備計画」に基づき進める中心市街地の活性化では、旧麻植協同病院跡地にトレーニング室なども配置したアリーナ、また、併設する交流センターには、地域交流センター、図書館、子育て支援センターなどを複合した文化・芸術・情報の交流拠点としての機能を設けます。両施設の一体的な整備による相乗効果で、まちの活性化につながる「新たなにぎわいの拠点」として、本年度、建設工事に着手し、二〇一九年度中の完成を目指しています。

さらには、中央美化センター跡地にサッカーフィールドなどに活用できる人工芝の多目的運動

場を整備しており、二〇一九年春頃に供用開始する予定としているほか、大規模災害時の物流拠点となり、平時には消防団員の育成、自主防災組織の担い手養成施設として利用できる「消防防災活動センター（仮称）」等の整備も進めています。

おわりに

二〇一七年四月に人事交流により県から吉野川市に派遣となり、二年目を迎えました。これまでご紹介したような様々な取組を進めているこの時期に、市政運営に参画できることは本当に貴重な経験であり、このような機会をいただけたことを感謝しております。住民に最も近い基礎自治体である市町村と県が、どのように連携すれば、住民のために、より効果的・効率的に行政を運営できるのか、改めて考えさせられています。微力ながらも、できるだけのことを感じ、学び、それを活かし、世代を越えて、ひととまちの夢が紡がれていくよう、取り組んで参りたいと考えています。



アリーナ・交流センターの外観イメージ

徳島版「地方創生特区」について

石井町「次世代育成・六次産業集積特区」

石井町総合政策課長 田中達也



カリフラワー出荷検討会議

石井町では平成二十七年より徳島版「地方創生特区」の認定を受け、石井町「次世代育成・六次産業集積特区」事業を展開しております。これは徳島県農林水産総合技術支援センター、徳島大学生物資源産学学部（石井農場）などを中核に、町内全域をエリアとした「アグリサイエンスゾーン」が立地する石井町において、産学官連携により、新しい特産品による農業振興・担い手育成、「農」に関連する六次関連産業等の集積を目指しています。

1. 石井町農業振興連絡協議会

本事業の方向性等を協議するため、町・県・産直市・商工会・徳島大学・農業団体等の各機関の方々に委員になつていただき、「石井町農業振興連絡協議会」を設置いたしました。アグリサイエンスゾーンの状況、連携テーマ（農業振興、人材育成、地域の活性

化）について情報共有、意見交換等を実施しています。

2. 特区関連の取組①～周辺整備～

アグリサイエンスゾーンの中核である徳島県農林水産総合技術支援センター、徳島大学生物資源産学学部（石井農場）の周辺整備を進め、産業集積を推進しています。

（1）基幹道路の整備

徳島大学生物資源産学学部（石井農場）への基幹道路となる町道一二三号線及び町道五〇号線を整備します。国道からの延伸を図り、大型車の通行を可能にすることで、六次産業関連の集積を図ります。町道一二三号線は平成二十九年に完了、町道五〇号線は平成三十年に完了予定です。

（2）企業が進出しやすい環境づくり

徳島県の地域再生計画である「つくしま回帰」新たなしごとづくり計画」

による、「拡充型事業対象地域」の変更申請を行い、国の承認をいただいています。これにより、東京二十三区及びそれ以外の地域からも本社機能の移転や、本社機能の拡充を図る場合において、税額控除等のメリットを受けることが可能となっております。

（3）施設の整備

平成二十八年には石井地区に「ファームイイしい株」により総面積一〇、四五六㎡（八ウス三棟）の大型ハウス施設が整備されました。また、平成二十九年には浦庄地区にみのるファーム株による総面積五、八八〇㎡（八ウス一棟）の施設が整備されました。県内での高度環境制御施設のモデルとして、他地域への波及、また町内外での雇用創出と農業人材育成が期待されています。



次世代型農業研究実証実験施設

3. 特区関連の取組②～連携事業（藤色（紫色）野菜の特産品化）～

町の花である「藤」をイメージさせる「紫色」や「藤色」を持つ野菜を「い

マルシェ「秋の大収穫祭」（東京都有楽町）



地方創生の動き



徳島大学の学生による藤やさいPR



農産物品評会

しいの藤やさい」と称し、新たな特産品として売り出しています。また、藤やさいを通じ石井町及び石井町産の農産物に興味・関心を持ってもらい、町内における農業全体の振興に繋がっていきます。

(1) 生産者・JAへの支援

生産者に対し藤やさいの生産に係る費用の一部を補助しています。また、JA名西郡に対し藤やさいの販路を開拓する費用の一部に対し補助をしています。これにより関東・関西への販路を獲得し、出荷量を拡大することができました。市場からの需要が増えていくため生産者の意欲も高くなっています。今後は生産者を増やし、作付面積を拡大する予定です。

(2) PRツール、パンフレットの作成、レシピ開発

藤やさいのPRツールとして、ポスター、のぼり、チラシ及びパンフレット等を作成しました。また、徳島県出身の料理研究家である浜内千波さん監修による藤やさいを使ったレシピリーフレットを作成しました。これらは販路拡大のため各種イベントや商談会等で配布したり、スーパー等での販売促進に利用しています。

(3) 東京・大阪でのPR、商談会

東京でのイベントは生産者も参加し、藤やさいを始め石井町産の野菜のPRを行いました。また、大阪での商談会ではJA名西郡とともに参加し、バイヤーと商談し関西圏のスーパー等、新たな販路を獲得しました。商談会で興味を持った京都の企業が、

石井町の圃場視察を経て取引が始まるなど、少しずつではありますが、目に見える成果をあげることができています。

(4) 県内・町内での藤やさいのPR

町内においては、石井町農産物品評会に合わせて県のキッチンカーを借り上げ、藤やさいの料理実習・試食によるPRイベントを行いました。町商工会主催の「ふじっこちゃんわくわく土曜日」では販売・試食によりPRを行いました。地域情報誌とタイアップし町内外のレストラン等において期間限定で藤やさいを使ったメニューを提供いたしました。

町内の産直市である、百姓一、阿波食ミュージアムのほか、フジグラン石井やイオン徳島(阿波食ミュージアムのコーナー)においても販売し、県内での販売強化を目指しています。

(5) 小学校児童による「藤やさい」の作付け及び学校給食

浦庄小学校二年生の児童が、石井町農業後継者クラブの方から指導を受け、藤やさいの作付けを行いました。また平成三十年一月二十九日には町内の幼・小・中学校の学校給食において藤やさいを使った献立が提供されました。給食を通じて、藤やさいに親しんでもらう機会となりました。

(6) 徳島大学との連携・藤やさいの成分分析

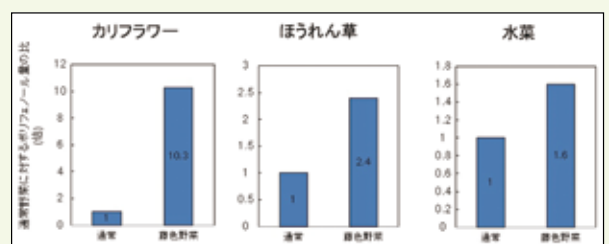
藤やさいの栄養面でのメリットを検証するため、徳島大学生物資源産業学部において、抗酸化作用があると言われている総ポリフェノール量を分析し

ました。紫カリフラワーにおいては既存野菜の一〇・三倍もの総ポリフェノールが含まれていることが分かりました。この結果についてはパネルで紹介し販売促進等に活用していきます。

(7) 徳島大学の学生による地域活動

徳島大学生物資源産業学部のアグリクラブが石井町内をフィールドとして地域活動を行っています。生産者の指導による藤やさいの作付け体験、農産物品評会、フジグラン石井での藤やさいのPRイベント等へ参加しました。地域住民との交流を通じて、学生ならではの視点から石井町の持つ魅力を再発見し、地域住民と学生の協働による地域活性の創出ができればと考えています。

石井町「次世代育成・六次産業集積特区」事業は三年間の事業として県より指定をいただいております。今年度は最終年度である三年目となります。今後関係機関との連携により、新しい特産品による農業振興・担い手育成、六次関連産業等の集積を目指すとともに、藤やさいのブランド化を推進していきたいと考えています。



総ポリフェノール量の分析結果

研修の思い出

鳴門市経済建設部経済局観光振興課副課長

吉田 大

花火



大谷焼



私が研修生として県地域振興局市町村課でお世話になったのが、鳴門市役所で働くようになってから四年目になる平成十九年度。月日が経つのは本当に早く、あれから十年が経過しました。いつかは来ると思っていました「阿波の自治 研修生だより」。そういえば、ちょっと前に同じ平成十九年度研修生だった阿波市の藤原さんと美馬市の金原さんの記事を立て続けに見たんだよなあ。ということは、私の順番もそう遠くはないか?と思っていたら、やっぱり来た。即答でお受けしたものの、私も四十代になり記憶が古いものから順にどんどん忘却の彼方へ。十年前のことだと半分くらいはアウトだな。それでも残りの半分で二、五〇〇字、頑張ります。

研修生と言えば、まず思い出されるのが新聞記事の切り抜きです。現在も続いているのかどうか分かりませんが、

早朝に研修生が会議室に集まり、主要新聞の記事を最初から最後まで一読し、徳島県に關係する記事を切り抜いたあと、スクリーンで取り込み掲示板に貼り付ける作業です。これ、結構時間のかかる地味な作業でしたが、市町村課の皆さんにとっては、徳島県内の最新ニュースが毎日一覽にされて見ることでできる貴重な資料だったはず。私にとっても、このときほど真面目に新聞記事を読むことはなかったですし、他市町から来た研修生の皆さんと雑談できる貴重な時間でした。

さて、研修前期は財政担当に配属となり、主に県内市町村の公共施設をはじめとする各種調査や決算統計などをしました。私の場合、他市町から来ている研修生の皆さんより一ヶ月ほど遅れて配属となったこと、研修生として県庁に派遣されるまでの三年間、鳴門市役所で税務課固定資産税の実務しか経験したことがなかったことなどが相俟って、不安で一杯だったことを鮮明に覚えています。既に引き継ぎを終え、猛烈に仕事をしている市町村課の皆さんと研修生の皆さんを横目で見ながら、長年継ぎ足しされてきた秘伝の引継資料を片手に、自分のすべきことをせつせと勉強していた記憶がよみがえります。総務省から出向していた岡市町村課長（当時、以下同じ）や、三好課長補佐、森口係長をはじめ財政担当の皆様には、未熟で不安一杯の私を

温かく迎えていただくとともに、的確なアドバイスをいただき、たくさん大変お世話になりました。

研修後期は総務・税政担当に配属となり、主に固定資産税の家屋・償却資産の事務をしました。もともと市役所で三年間固定資産税の評価事務をしていたので、前期ほどチンプンカンプンなことがなく、交付税検査など初めての経験となる事務についても清久課長補佐をはじめ、佐藤事務主任や上野事務主任に大いに助けられたこともあって、穏やかな半年を過ごすことが出来ました。

一年間の研修を通じて勉強になったことは、事務の内容はもとより、市町村課の皆さんが本当に親切で、勉強熱心で、仕事ぶりが徹底的であることでした。それと、お酒がメチャクチャ好きで強いことです（お酒に関しては市町村課の皆さんというよりは、県職員ほぼ全員じゃないかという印象を持っ

渦潮



研修生だより



第九演奏会

ていますが)。お酒を浴びるほど飲んでいるのに、次の日職場に行くと、何事もなかったかのように猛烈に仕事をしています。人柄、仕事の徹底ぶり、オン・オフの切り替えの妙。十年経った今でも参考になります。

研修を終え、鳴門市に戻ってから企画調整課・廃棄物対策課・危機管理課を経て、現在は観光振興課という所で市の交流人口増加や地域活性化を実現すべく、様々な取り組みに従事しています。観光部門においては徳島県の方々の連携事業が多く、観光政策課やにぎわいづくり課、総合政策課など日頃から色々のご教示をいただきながら業務を進めております。

せっかくの機会ですので、観光振興課の業務紹介を兼ねて、鳴門市のPRに紙面を割かせていただきたいと思います。

手前味噌ですが、鳴門市には、世界遺産登録を目指す鳴門の渦潮や四国遍路をはじめ、阿波おどりや「第九」、大谷焼、鳴門鯛・鳴門金時に代表される「食」など豊かな自然・歴史・文化に裏付けられた魅力ある観光資源がたくさんあります。

まずは、なんと言っても鳴門の渦潮でしょう。鳴門海峡の潮流により発生する世界最大級の渦潮は、古来より多くの人々を魅了し、文学・芸術作品に描かれるなど「観光都市鳴門」の土台部分と言っても過言ではありません。

この鳴門の渦潮ですが、平成二十六年十二月に兵庫県知事、徳島県知事を会長とする『兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会』が発足し、両県知事の強力なリーダーシップのもと、その名の通り世界遺産登録に向けた取り組みを推進しております。推進協議会においては、主に、鳴門の渦潮が世界遺産として相応しい「顕著な普遍的価値」を備えていることを立証していく「学術調査」。それから国際シンポジウムやフォーラムの開催、イベント出展、ウェブサイトやポスター・パンフレットなどのグッズ作成など「普及啓発活動」が主な取り組み内容です。推進協議会設立以降、特に「普及啓発活動」において徳島県の皆さんとの連携を深めており、実はこの仕事の関係で、平成十九年度市町村課職員



霊山寺

の方と再会することになりました(どなたかは秘密)。私も微力ながら頑張りますので、今後ともご指導方々よろしくお願いいたします。

次に来るのが、鳴門の夏の一大イベントである納涼花火大会と阿波おどりでしょうか。納涼花火大会については、例年八月七日(私の誕生日)に開催しており、多くの方が鳴門に來られます。昨年の花火大会は、市制施行七十周年に因んで打上発数七、〇〇〇発を計画していました(通常五、〇〇〇発)、台風接近による影響で中止せざるを得ませんでした。今年はそのリベンジではありませんが、ベートーヴェン「第九」交響曲のアジア初演一〇〇周年に因んで一〇、〇〇〇発を計画しています。また、毎年八月九日から十一日までの三日間開催される鳴門の阿波おどりについても、これまでとは一味違った楽しいイベントを企画しております。是非、夏の思い出づくりに鳴門へお越し下さい。

そのほかにも、インバウンドやプロスポーツなどご紹介したいものがまだまだたくさんありますが、とりあえず、鳴門にお立ち寄り下さい。なんかあります。

最後になりますが、研修生活の一年間は私にとって貴重な時間でした。地域振興局の皆さん、研修生の皆さんに改めてお礼申し上げます。今後ともよろしくお願いたします。



穴喰八坂神社 (祇園祭り・能)



サーフィン

研修の思い出

海陽町教育委員会主査

寺崎 由人

はじめに



二月中旬頃(忙しくて記憶は曖昧ですが)事務仕事に追われていると、突然の市町村課からの電話:「なんだろう?阿波の自治は研修生で一緒だった原井さんがこの前執筆してたし、まさか違うだろう。」と思いつながら電話に出ると、まさかの阿波の自治の執筆依頼:「(汗)「年度末、年度初めは結構忙しいでしょうか。」と一瞬受けるのをためらいましたが、研修当時財政担当でお世話になった森口課長もいるということで恩返しのもついでで原稿の執筆を引き受けました。

私が市町村課でお世話になったのは平成二十一年度で、はや九年が経ちました。その間、総務課↓福祉課↓教育委員会と三つの部署を経て現在に至っており、当時の記憶も曖昧になってお

りますので、記憶違いもあるかもしれませんが、どうぞ最後まで温かい目でご覧になっていただければ幸いです。私は、平成十六年に旧穴喰町で採用となり、その二年後には平成の大合併により旧海南町・旧海部町・旧穴喰町の三町が合併、海陽町が誕生し、総務課へ配属されました。仕事にも慣れてきた平成二十年度末、上司に呼び出され、「研修生として県へ出向してみないか?」との話がありました。もちろん断れるはずもなく:久しぶりに一人暮らしができるし、色々な経験が積めるしいいかと思いつ、市町村課でお世話になることを決めました。

前期研修



前期は、行政担当に配属になり、主に定員管理調査や住民基本台帳事務を担当しました。人見知りのため最初は不安でいっぱいでしたが、多くの方に助けられながら、忙しくも楽しい研修になりました。

定員管理調査では、配属後すぐに市町村担当者説明会があると聞かされ、大勢の前で喋るのが人一倍苦手だったため夜も眠れぬ日々を過ごしたのを今でも覚えています。説明会では、案の上あがってしまい、自分が何を喋ったのかもあまり覚えていません(笑)。幸いにも出向前に所属していた総務課

では定員管理調査を一度経験していましたが、どんな調査かというのとは分かっていましたが、いざヒアリングをする側になると、市町村からのするどい質問もありますし、回答する際には不安でいっぱいだったのを覚えています。何とかヒアリングを終え、行政担当の皆さんの指導・助言を受けながらやっとの思いで回答をとりまとめ、総務省へ報告書を提出できたときは何とも言えない達成感でした。その後の打ち上げで飲んだビールが凄く美味しかったのを今でも思い出します(笑)。

この年の夏には衆議院選挙もあり、吉岡さんの熱血指導のもと、選挙公報の事前審査や投票用紙の検品に立ち会うなど、町ではあまり経験できない経験を数多くさせてもらいました。仕事が長丁場になる時に「先にご飯を食べて力をつけんと。」と言って連れて行ってくれたうどん屋(「みなみ」だったかな?)には、県庁に出張の時は今でも行っています。それから前期の研修で一番辛かったのが、行政担当所管業務に対する市町村からの質疑に対する回答です。総務課にいたものの、法令執務等の実務経験が全くなかったため、市町村からの質問内容を理解するのに時間がかかり、また急ぎの回答を求められることも多々あり、自分の回答が県の回答になるといったプレッシャーに押しつぶされそうになることもありました。(な

研修生だより



赤ちゃんの土俵入り



穴喰道の駅

ぜか地元海陽町から急ぎの質疑が多かったような気がしますが「涙」しかし、その経験があったからこそ、その後の仕事で法令を解釈したり、条例・規則を改正したり、要綱を作ったりするの非常に役にたっています。
 当時何も分からない自分に厳しくも優しく指導してくれた島尾課長補佐(当時)をはじめ行政担当の皆さんには本当に感謝しています。

後期研修



後期は財政担当に配属になりました。主に地方交付税と市町村財政概要の編集を担当しました。出向前には総務課で財政(主に地方交付税と地方債)を担当していたので、その経験が生きて心ゆとりを持って仕事ができました(注:決して暇だったというわけではありません!笑)。

地方交付税の担当では、その年検査に該当する市町村へ交付税検査に行かせていただきました。自分が受検する側だったのに、まさか検査する側になるとは思いもしませんでした。私が受検した時には色々指摘され、すごく辛かった思い出があったため、少しぐらい大目に見てあげようかな...といったことはもちろんなく、心を鬼にして検査を行いました。検査に行った市町村では色々な話を聞かせていただき、

大変勉強になりました。

それからもう一つ、人生で初めての経験をさせてもらいました。県職員向けの財政担当研修が総務省(間違っていたらすみません)であるということ出張させてもらったのですが、実は私東京にも行ったことがなく、飛行機に乗ったこともなかったのです。確か日帰りだったので東京は満喫できませんでしたが、貴重な体験をさせていただきました。

その経験により今では何の苦もなく飛行機に乗れます(笑)。と余談はこれくらいにして、後期の研修も無事終えることができましたのは、当時お世話になった森口課長をはじめ財政担当の皆さんのおかげです。本当にありがとうございました。

研修を終えて



研修期間を終え、海陽町では再び総務課へ配属になりました。帰任早々訳のわからないまま、国の経済対策交付金の実績報告に追われ、心が折れかけましたが、研修当時お世話になった財政担当の皆さんにお世話になり何とか提出することができました。やはり、人のつながりというのは非常に大事ななあ、と改めて感じました。これからも研修で得た「人とのつながり」という財産を大切にしていきたいと思えます。

最後に



最後に我が町「海陽町」のことについて少だけ書かせていただきます。全国でも最も水のきれいな川の一つである究極の清流「海部川」では毎年六月一日の鮎釣り(友釣り)解禁以降、清流の鮎を求め県内外から多くの釣りが訪れます。

海部川上流の「轟の滝」(マイナスイオンで癒やされます)や、「水床湾」などの美しい景勝地が数多くあり、室戸阿南海岸国定公園に指定されている青く美しい海岸部では、シーカヤックやダイビングなどのマリンスポーツを楽しむことができ、竹ヶ島では海中観光船ブルーマリンで竹ヶ島海中公園の美しいサンゴや熱帯魚たちを座ったままで鑑賞することができます。また、海部川河口付近や大手海岸(穴喰川河口付近)など有名なサーフスポットがあり、多くのサーファーで賑わっています。

その他にもたくさん見所や豊富な海の幸や旬の食も豊富ですので、ぜひ自然の魅力にあふれる海陽町に遊びに来てください。

最後になりましたが、お世話になった当時の市町村課の皆様、同期の研修生の皆様に改めてお礼を申し上げ、本稿を閉じたいと思います。誠にありがとうございました。

「選挙事務」を受講して

松茂町総務課上級主事
(松茂町選挙管理委員会書記)

津川 大作

はじめに

平成三十年二月十三日(火)から二十一日(水)までの九日間、千葉市にある市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)にて「選挙事務」の研修に参加しました。この時期の松茂町選挙管理委員会は、平成二十九年七月二十三日執行の「松茂町長選挙」、同年十月二十二日執行の「第四十八回衆議院議員総選挙」を終え、次回の統一地方選挙まで約一年間の期間があり、じっくり九日間の研修を行うには最適な時期でした。

研修を受講するにあたり、事前に「課題演習」のテーマを選ぶようアカデミーから連絡がありました。選んだテーマによって五〜七名程度の班に分

かれ討議を行い、最後に討議内容を発表する時間がある為です。テーマは「選挙管理執行の適正化」「投票率向上」「選挙事務従事者の意識改革」「居住実態のない学生の選挙権」等がありました。どれも非常に重要なことであり

り悩みましたが、先の衆議院議員総選挙では、徳島県の投票率は全国最下位の四六・四七%であり、松茂町は徳島二区の平均(四四・四一%)をやや下回る四三・六三%の投票率だったこと。

一昨年の参議院議員通常選挙でも徳島県の投票率は全国で下位であり、町だけでなく県全体で投票率の向上が課題となっていることもあり、「投票率の向上」を選びました。全国の選管職員が集まるアカデミーで、他の選管はどのような啓発活動を行い、投票率の向上に努めているのか情報を得ることで、今後の選挙事務の参考にしようと思っ

たからです。ちなみに松茂町では、平成二十九年度の松茂町長選挙時に始めて町のマスコットを使ったオリジナルの啓発グッズ(別添写真参照)の作成を行いました。今後はさらに効果的な啓発グッズの作成を行いたいと考えています。

研修の内容

今回の研修「選挙事務」は、北海道から沖縄まで全国から八十六名の受講者が集まりました。市町村の規模は仙台市や千葉市といった政令市から、地



町マスコットを使った啓発グッズ

方の町役場の職員まで様々でした。研修の内容は大規模な教室で全員が受講する講義と、小さな会議室で班ごとに話し合いをする討議がありました。

全員で受講する講義では、主に川崎市選挙管理アドバイザーの小島勇人教授による「選挙執行のポイント」がメインで、選挙の準備段階である立候補予定者の説明会から投票所の準備、選挙後の収支報告まで、一連の流れに沿って詳しく説明するといったものでした。アカデミーに到着して初日のオリエンテーションの時に配布された資料を見て驚きましたが、厚さ約7cmのファイルが全員に配布され、資料には小島教授が長年川崎市の選挙管理委員会と携わってきた内容が詰まっています。講義向けのレジユメというよりは川崎市の選挙管理委員会が実際に使用している資料、様式、職員向けのし

おり等を集めたものであり、データも頂いたので今後の町選管にとっても良い財産をもらえたと思います。

また、他にも東北大学大学院の河村教授による「投票環境向上への取り組み」や、警察庁刑事局の北課長補佐による「選挙犯罪の実態と自治体との連携」の講義もあり貴重な経験となりました。

討議では、私達の班（F班）は事前の提出書類で「投票率の向上」をテーマとして選んだ人達が集まりました。メンバーは都道府県も自治体規模も年齢も様々で、茨城県茨城町（人口約三万三千人）千葉県船橋市（人口約六万人）神奈川県相模原市（人口約七万人）新潟県小千谷市（人口約三万六千人）佐賀県佐賀市（人口約二万人）沖縄県那覇市（人口約三十二万人）に私の七人でした。

これは余談ですが、全体の受講者も、班のメンバーも、比較的関東の人が多く中で阿波弁は結構目立ち、発言するのをためらうこともありましたが、逆に四国の訛りを始めて聞いたという人もいて、それをネタに交流を図ること



9日間宿泊した部屋

も出来ました。

討議では投票率向上に向けた施策を話し合う前に、交流も兼ねてお互いの選挙事務における悩みを話し合いました。人口の多い市の方と話をすると、投票所やポスター掲示場の数が松茂町の十倍以上で、規模が違いすぎてお互い参考になるのかどうか：といった点もありました。しかし、逆に大きな市でも投票立会人を集めるのに苦労する、成人式で啓発冊子を渡すがなかなか読んでもくれない、といった同じような悩みを抱えていることを知ることができました。

討議を通じて見えてきたこと

投票率向上をテーマに討議をしてわかったことは、都心に近い市では地元の地方選挙より国政選挙の方が投票率が高くなり、松茂町のように人口の少ない地方の市町村ほど、国政選挙より地元の選挙の方が投票率は上がる傾向にあることです。徳島県では多くの市町村がそうだと思いますが、地元の首長選挙・議員選挙こそが関心も高く、最も重要視していることが常識であると考えていましたが、同じ班のメンバーの相模原市、船橋市の方と話をすると全く逆で、地元の選挙こそ投票率が低く悩ましいといった課題であると知りました。

この傾向から私達の班が気づいたことは、選挙の投票率が低いのは選挙で

選ばれた人たちがどのような人たちでどんな仕事をしているのか、また連携する行政もどんな仕事をしているのか、有権者に十分伝わっていないことが原因ではないかと考えました。

そこで考えたことは、小中学生に積極的に行政の仕事を経験してもらうことです。例えば、船橋市では当日投票所にて投票事務従事者の補助員として中学生を起用する政策を行なっています。正式な投票事務従事者ではないので報酬も発生せず、ボランティアのような形で内容も職員の指示に従って用紙を取ってもらうなど簡単な仕事ですが、選挙を全く別の角度から見ることが出来、行政の仕事も知ることが出来るよい方法だと感じ、私達の班で大きな話題となりました。

まとめ

研修全体を通じて感じたことは、全国から様々な選管職員が集まっていますが、ほぼ全員が先の衆議院議員総選挙を経験しており、同じ苦労を分かち合える仲間が全国にいると知ったのはよい経験になりました。この研修で得たことは、知識もありますがそれ以上に同じ選挙事務を経験した全国の仲間に出会えたことです。この繋がりを今後の仕事で活かしていきたいと思えます。

公営企業会計の適用について

市町村課主事（行政担当） 前 野 志 歩

はじめに

総務省は、地方公共団体の経営する企業（以下、「公営企業」という）の経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため、平成二十七年から平成三十一年度までを集中取組期間とし、公営企業会計を適用することを各地方公共団体へ要請しているところである。

特に、下水道事業及び簡易水道事業については、「重点事業」として位置づけ、都道府県及び人口三万人以上の市区町村等については、集中取組期間内に移行することが必要であるとしている。

この結果、重点事業である下水道事業及び簡易水道事業について、都道府県及び人口三万人以上の市区町村等では、その九割超の団体で公営企業会計の適用が進捗している一方、その他の事業では大きな進捗は見られない状況である。本稿ではこうした現状を踏まえ、公営企業会計適用の意義等について、整理を行う。

公営企業会計の特徴について

公営企業会計は、公営企業が、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進に向けて運営されるよう、民間の企業会計と同様に、発生主義・複式簿記を採用しており、以下をその主な特徴とする。

(1) 経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表（貸借対照表（BS）、損益計算書（P/L）、固定資産台帳等）を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能となる。よって、より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上、経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能となる。また、経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上する。

(2) 弾力的な経営

予算を超える弾力的な支出、効率的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上する。よって、住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

公営企業（地方公営企業法上の「地方公営企業」）の類型について

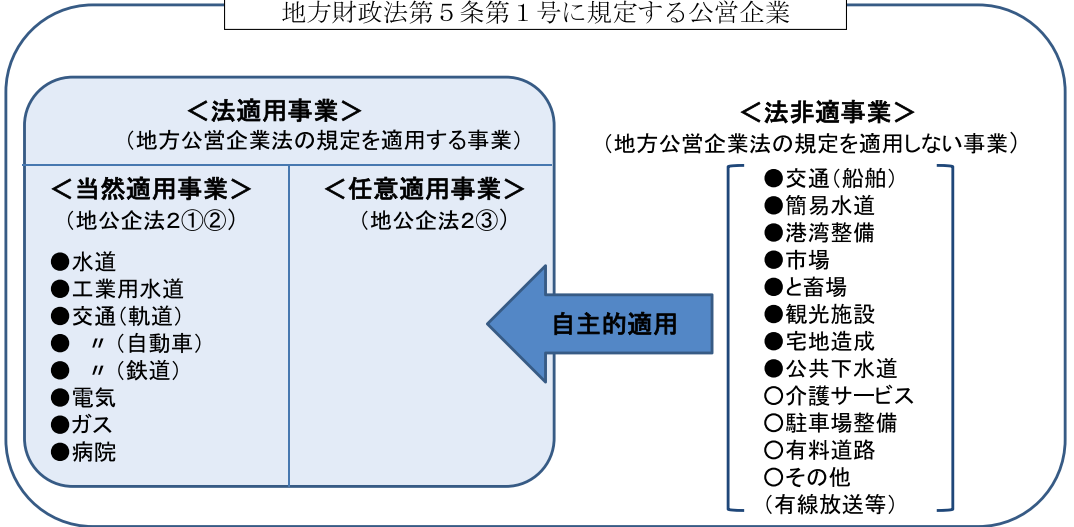
地方公営企業法（昭和二十七年法律二百九十二号。以下「法」という。）はすべての公営企業に一律に適用されるわけではなく、特定の事業に適用される。法の適用関係は次のとおりである。

第一に、地方公共団体が、①水道（簡易水道を除く）、②工業用水道、③軌道、④自動車運送、⑤鉄道、⑥電気、⑦ガスの七事業（以下「法定事業」という。）を経営する場合には、それらの事業には法の規定の全部が当然に適用される。

(資料1)

地方公営企業会計の適用範囲

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業



※ ●のついたものは、地方財政法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

※ 地方団体では、法非適用事業に地方公営企業会計を自主的に任意適用することが望まれる。
(簡易水道、下水道の任意適用には特別交付税措置)

(法二条一項)。
第二に、病院事業については、法の規定のうち財務規定等が当然に適用される。なお、条例の定めるところにより、財務規定等を除く法の規定を全部適用することが可能であり、この場

公営企業を取り巻く環境は、事業・サービスの普及・拡大が求められていた時代から、事業・

公営企業会計の適用拡大について

合は、結果的に法の規定の全部が適用されることになる(法第二条第二項及び第三項、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号。以下「令」という。))第一条第一項)。
第三に、法定事業及び病院事業以外の事業については、条例に定めるところにより、法の規定の全部又は一部(財務規定等)を適用することができることとされている(法第二条第三項、令第一条第二項)。
これは、法定事業及び病院事業以外の事業については、一般行政との関連が密接で、経費の相当な部分を一般財源で賄わなければならないものであったり、一定の工事が完了するとその事業そのものが完結し、継続的事業体たる企業とはいえないものであったり、事業の内容が施設の提供という極めて単純なもので、企業の経営という実態を有しない等の性格を有するため、法の規定を一律に適用する実益が少ないと考えられるためである。(資料1)

サービスがもたらす便益を確保するため、経営資源を効果的に管理・活用する事業経営が求められる時代へと移り変わってきている。各公営企業においては、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組みが必要があるところ、その前提として、公営企業会計を導入し、事業の経営成績(損益情報)や財政状態(ストック情報)を基礎とした経営状況を的確に把握するため、経済性が発揮されているかを検証するため、他団体との比較等を効果的に行う必要がある。

このように、法定事業及び病院事業以外の事業についても公営企業会計を適用する意義がよりいっそう高まってきているところ、総務省は「公営企業会計の適用の推進について」(平成二十七年一月二十七日付け総務大臣通知)により、平成二十七年年度から平成三十一年度までを公営企業会計適用の集中取組期間と位置づけるとともに、特に公営企業会計を適用する必要性が高い下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置づけ、集中取組期間内に以下のとおり公営企業会計の適用に取り組むよう各地方公共団体に要請している。

- ・人口三万人以上の団体の下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む)・流域下水道)及び簡易水道事業は公営企業会計への移行が必要。
- ・人口三万人未満の団体の下水道事業及び簡易水道事業はできる限り公営企業会計への移行

(1) 人口三万人以上の団体の重点事業
重点事業は、資産規模が大きく、また、住民生活に密着したサービスを提供していることから、資産の状況を的確に把握した上で経営改革を進めることが重要であり、特に適用の必要性が高い事業と考えられる。

(2) 人口三万人未満の団体の重点事業
人口三万人未満の団体については、職員数が少ない場合等は、事務負担の観点から、適用のハードルが高い場合がある一方、公営企業会計適用の必要性そのものは人口三万人以上の団体と変わりがないものと考えられる。

各企業における適用の意義について

(資料 3)



(資料 4)

JAM
平成29年度
地方公営企業法の適用に向けた実務
共催：総務省

公営企業が、住民に必要なサービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。これらについて、より的確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要となります。このため、平成27年度から平成31年度までの5年間で、地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用することが総務大臣通知により要請されているところです。本研修では、このような背景のもと、講義や演習を通じて、次のような項目を学びます。

- 1 地方公営企業の制度概要及び最近の動向
- 2 公営企業会計適用の意義及び効果
- 3 地方公営企業法の適用に関する手続き及び先行事例
- 4 固定資産台帳の作成、発生主義、複式簿記による予算、決算の作成及び消費税の経理処理

開催要領

日程	平成29年7月5日(水)～7月7日(金)(3日間)
場所	全国市町村国際文化研修所 (東京都より距離約15分 総務省下宿棟約3分)
対象	地方公営企業法をまだ適用していない下水道事業や廃棄物処理等の公営企業担当職員 3日間全日程を受講した方を対象とします。途中退席や一時間単位での参加はできません。
募集人数	50人 (募集人数を上回る申し込みがあった場合は、先着順とさせていただきます。申込期間中に締め切らせていただく場合がございます。その場合は、JAMホームページの「研修Web申込みフォーム」でお知らせいたします。)
宿泊	研修所宿泊棟(宿泊型研修) ※外泊はできません。 ※宿泊費は、研修、朝食、昼食(朝食2回、昼食3回、夕食2回)、資料等にかかる費用です。なお、事前研修(申込段階)にかかる費用は含まれておりません。
経費	10,500円
申込期限	平成29年5月22日(月)まで
申込方法	JAMホームページ内「研修Web申込みフォーム」からお申し込みください。 *Web申込みが難しい場合は、受講申込書によりFAXでも受け付けています。 *受講申込書はJAMホームページの「研修Web申込みフォーム」からダウンロードいただけます。
受講決定	受講の可否については、開講日の約1か月前までに通知をお送りします。 経費納入方法等の手続きについては、受講決定通知書によりお知らせいたします。
事前課題	研修受講にあたって、事前課題に取り組んでいただく予定です。詳細は受講決定通知書送付時にお知らせします。

● 問い合わせ先 ●

公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所 (JAM) 教務部
〒520-0106 滋賀県大津市南橋二丁目13番1号 TEL. 077-578-5932 FAX. 077-578-5906
[e-mail] kenshu@jam.jp [ホームページ] http://www.jam.jp

また、資産規模が小さい場合等、少ない職員数で対応できる場合も見込まれ、民間企業では零細企業でも企業会計方式を実施していることから、できる限り公営企業会計を適用することが必要と考えられる。

(3) 重点事業以外の事業
重点事業以外の事業については、直近に廃止等を予定している事業を除き、公営企業としての経営を継続していくことになるため、各団体の実情に応じ、経営状態の見える化を進めることが望ましいと考えられる。

おわりに

今後の公営企業の経営については、損益情報やストック情報等の経営情報を正確に把握した上で、経営効率化を進めることが不可欠である。公営企業会計は、こうした取組みの前提として整備していくことが必要であり、公営企業会計の適用により、各企業が経営状況を踏まえた的確な経営改善や経営判断を行うことで、経営の質と効率性の向上が期待されている。

人口三万人未満の団体における事業や重点事業以外の事業についても、将来にわたり安定的な経営を行うため、団体の実情を踏まえつつ積極的に適用することが期待される。

市町村職員等を対象とした 研修の活用について

市町村課主事（行政担当） 木村 俊 宏

はじめに

県内の各地方公共団体においては、「地方創生」の加速化をはじめとして、防災・減災対策、多様化する住民ニーズへの対応などの様々な行政課題に対し、待ったなしで取り組んでいくことが求められている一方、長時間労働を是正する「働き方改革」が叫ばれている今日においては、多岐にわたる業務を効率的かつ正確に進めていくことのできる人材の育成が、地方公共団体の取り組むべき重要な課題の一つとなっているところだ。

こうした状況において、各市町村のニーズに応じた内容を実施する市町村職員研修は、職員個人の能力の向上を図ることのできる重要な機会であり、その有効な活用が推進されることで、一つ一つの行政課題の解決につながることも、地方公共団体の新しい働き方をリードし、支えていく人材が育成されるものと認識しています。そこで、本稿では、市町村職員研修の更なる活用の推進を見据え、研修制度の概要、運営の仕組み、近年実施している新たな研修事例等について、解説していききたいと思います。

市町村職員研修の概要

徳島県市町村職員研修は、徳島県、徳島県市長会、徳島県町村会の三者で締結している協定により、市町村職員の研修のうち自治研修センターにおいて実施する方が効果的な研修について、県が受託しているものです。

当該研修の対象は、県内の市町村のほか、一部事務組合及び広域連合から希望があった場合も、参加を受け入れることが可能となっています。

す。

研修の種類は、大きく分けて「一般研修」と「特別研修」の二種類があります。

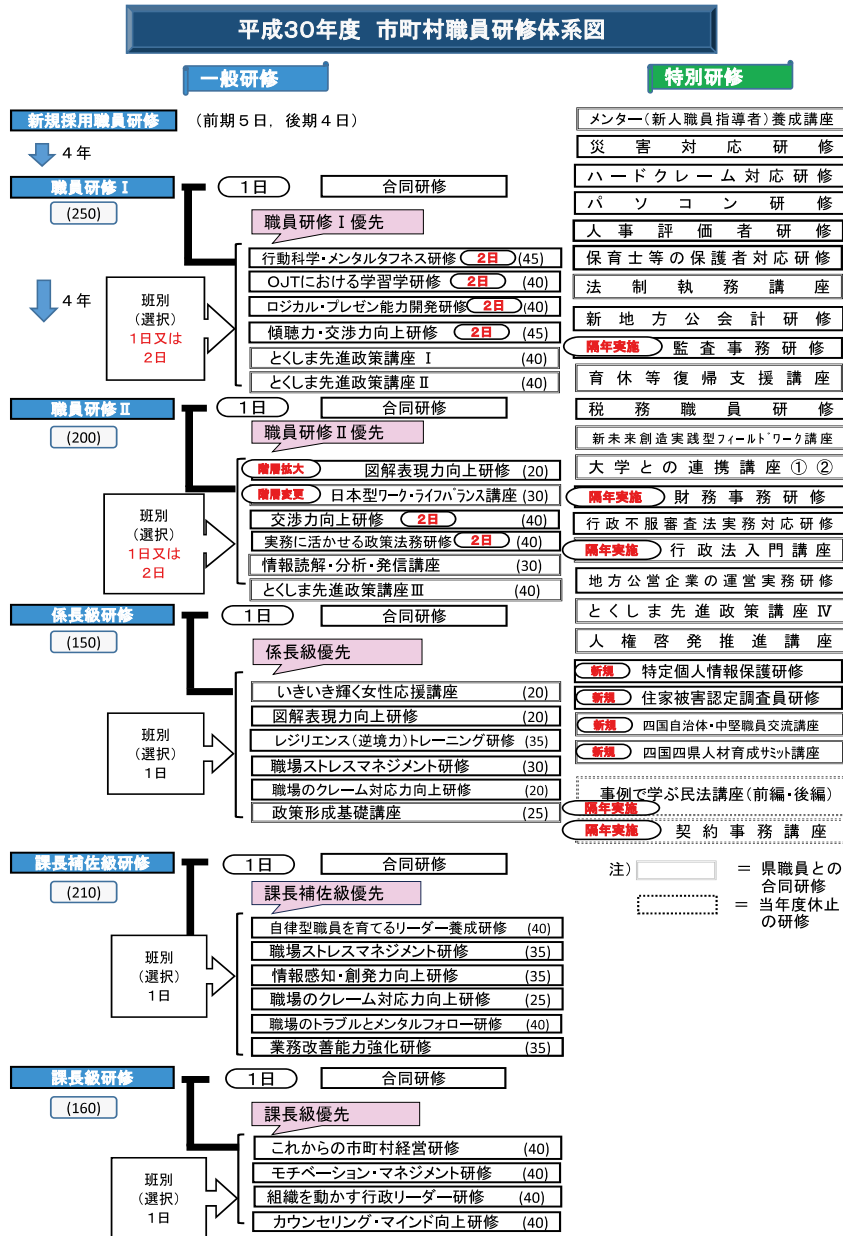
まず、「一般研修」は、地方公共団体職員としての経験年数及び役職により設定された各階層ごとに受講する研修です。一般研修の種類と対応する階層は、次のとおりです。

- ① 新規採用職員研修
↓（新規採用後一年未満の職員）
- ② 職員研修Ⅰ
↓（新規採用後四年を経過した職員）
- ③ 職員研修Ⅱ
↓（新規採用後八年を経過した職員）
- ④ 係長級研修
↓（係長（相当職含む）の職にある職員）
- ⑤ 課長補佐級研修
↓（課長補佐（相当職含む）の職にある職員）
- ⑥ 課長級研修
↓（課長（相当職含む）の職にある職員）

それぞれの研修には、各階層において必要性の高い知識・技能等を習得するための内容が盛り込まれています。例として、新規採用職員研修では、地方自治制度や地方公務員制度、文書事務など地方公共団体職員としての基礎知識を学ぶほか、県内の先進的な取組についての市町村担当者による講演や、市町村長からの講話など、地方公共団体の現況を認識するための内容も含まれています。また、課長級研修では、市町村経営のあり方や部下の指導・育成についてなど、管理者としての能力向上を図る内容が中心となっています。

次に、「特別研修」は、受講希望者が市町村

【資料1】



からの推薦を受けて受講する研修です。特別研修の内容は多岐にわたっており、例えばパソコン研修、税務職員研修など、業務を進める上で直接必要となる実務的な能力を身につけるための研修もあれば、新未来創造実践型フィールドワーク講座、大学との連携講座など、地方公共団体の業務に関する新たな知見を見出し、課題解決力を高めることを趣旨とする研修も実施しています。

「一般研修」「特別研修」とともに、県職員と合同で実施される場合もあります。この場合のメ

リットとして、互いに異なる立場や考え方に触れたり、議論することで、視野の拡大や意識改革が図られ、研修の効果がより高まるほか、職員同士のネットワークを作ることでもできます。また、受講者数等の関係で、市町村職員だけでは開催しにくい研修でも、合同で行うことにより実施可能となり、結果として研修の選択肢が増えていることも、大きな利点であると言えます。

なお、平成三十年度に実施を予定している各種研修の体系は、「資料1」のとおりとなっております。

市町村職員研修協議会の設置及び運営

市町村職員研修の運営等に関しては、協定に基づき協議会を設置し、研修に関する基本的事項について検討協議を行っています。

協議会の所掌事務及び組織は、要綱により、次のように定められています。

〈所掌事務〉

- ①委託研修並びに委託研修に係る研修課程及び年間実施計画の協議
- ②市町村職員の研修に関する情報の交換及び資料の提供
- ③その他市町村職員の研修に関し必要な事務

〈組織〉(協議会委員の構成)

- ①市長会事務局長及び市長会から推薦された者五人(八市のうち五市につき、それぞれの市を代表する者(副市長又は研修担当部課長)各一人としている)
- ②町村会事務局長及び町村会から推薦された者四人(勝名地区、那賀・海部地区、板野地区、美馬・三好地区のそれぞれの地区を代表する者(副町長又は研修担当課長)各一人としている)
- ③県市町村課長及び県自治研修センター所長

協議会は、地方公共団体を取り巻く社会情勢が変化していく中で、その時々状況に応じて、直近の課題に対応した研修を実施していくために、大きな役割を果たしています。

協議会運営の年間スケジュール（平成二十九年度実績）については、次のとおりです。

- 四月 市長会・町村会から協議会委員の推薦
- 七月 第一回会議
- 九月 アンケート実施・取りまとめ
- 十月 次年度研修計画（案）の作成
- 十二月 第二回会議
- 三月 次年度研修案内の送付

まず、第一回会議では、研修についての調査研究として、研修の方法や内容等についての意見交換を行っています。ここで、各委員がそれぞれの視点から、地方公共団体がどのような課題に直面しているか、課題解決のためにどういった研修が必要かなどの意見を出し合い、それを集約します。

次に、第一回会議で集約した意見を基に、研修の参加対象となる県内の市町村、一部事務組合及び広域連合に対してのアンケート調査を実施します。これと併せて、各種研修の終了後に実施しているアンケートにより、各団体の意向や希望を集計した上で、それらを次年度の研修計画（案）に反映させています。

そして、作成した研修計画（案）について、第二回協議会にて審議を行います。ここでも、計画の内容が委員により審議され、活発な意見の交換が行われることで、細やかな部分まで改善が図られています。

このような協議会の運営を中心として、研修内容の精査を行い、行政の現場にとって真に必要なことが何かを的確に捉え、より実用性の高い内容の研修を実施できるようにする仕組みとなっています。この実例として、市町村の

要望を受けて、平成二十九年度に新設された「保育士等の保護者対応研修」は、参加者からも好評を得ているところであり、平成三十年度は更に回数を増やして実施する予定としています。

「新未来創造実践型FW講座」について

ここまで、市町村職員研修の運営等、全体的な流れを説明してきましたが、各種研修のうち課題解決能力の向上を図る実践的な研修として位置づけている「新未来創造実践型フィールドワーク講座」を紹介します。

本講座は、本県が「課題解決の処方箋・徳島モデル」の創出を加速し、全国に発信していくため、地方創生の最前線の現場を新たなフィールドとして、大学や民間など現地の多様な多彩な人材と交流・連携した「課題解決型のフィールドワーク研修」であり、平成二十八年度の試行実施を経て、平成二十九年度から市町村職員研修として位置づけられました。平成二十九年度に実施した内容については、【資料2】を参照してください。

地方創生の先進的な取組が注目されている「神山町」で実施していることが、本講座の大きな特徴ですが、それ以外にも、数多くの着目すべきポイントがあります。

当講座のカリキュラムは、神山での取組事例や地方創生をテーマにした「講義形式」の研修と、現地視察やワークシヨップなどの「実習形式」の研修が織り交ぜられています。こうした多様な形式での研修の実施は、三日間の研修を計二回という、十分な活動時間の確保により実現できていると言えます。

また、研修参加者は、自ら研修の目標を定め、

その達成を目指すこととなっていますが、先に述べたように豊富な内容のカリキュラムが用意されていることで、様々な角度から自己の目標達成に向けてアプローチすることができ、大きな学びの効果が期待できるものと考えられます。

参加者を対象として、二回の講座それぞれの終了後にアンケート調査を行ったところ、研修目的の達成状況について、延べ二十八人中二十七人が、「達成された」または「まあまあ達成された」と回答しており、研修内容の評価については、二十八人全てが、「有意義だった」または「まあまあ有意義だった」と回答していました。

また、研修で学んだことの職場での実践や仕事での活用についても多くの意見が挙げられており、本講座での学びが参加者にとって非常に意義深いものであったことが伺えます。

今後の課題として、平成二十九年度の本講座の参加者の実人数は、県職員が十一人に対し、市町村職員が四人とやや少数となっています。様々な団体から幅広く参加していただくことによる相乗的な効果と、本講座での学びをより多くの職員に実感していただくことを目指して、更なる広報・周知等をしていく必要があると考えています。

自治振興セミナーの活用

ここまで解説してきた内容とは少し離れますが、市町村職員研修と同様に、地方公共団体職員の資質の向上と研さんを図るための取組として、自治振興セミナー共同事業について触れたいと思います。

本セミナーは、地方創生の推進、地方分権改

自治体クラウドについて

地域振興課主事（情報企画担当） 前田 康晴

1 はじめに

東日本大震災では、津波によって地方公共団体が保有する情報システムやデータが流失し、住民サービスの再開等に時間を要する事例が生じ、また、政府機関や民間企業等に対するサイバー攻撃の多発など、情報セキュリティ事案も後を絶たない状況となっており、地方公共団体の情報システムを取り巻く環境はとてつもないものになってきている。

近年、ネットワーク、ハードウェア及びソフトウェアの最新技術を活用してデータセンターに業務システムを集約し、利用者は情報システムを保有せず安価にサービスを利用する形態（クラウド）が民間企業等で普及してきている。

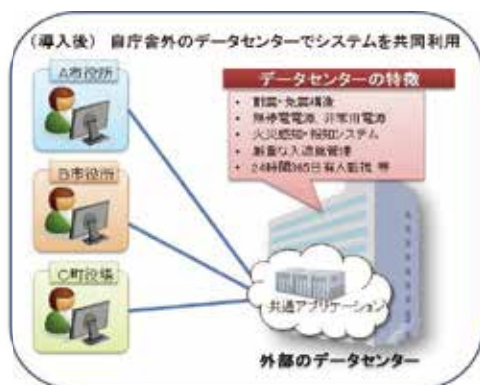
地方公共団体も堅牢な外部のデータセンターを活用したクラウドを利用することにより、災害に伴う情報システムやデータの流失が起こっても、業務の継続性を保持でき、また高度な情報セキュリティ水準を確保できる。さらに、複数団体による共同利用で団体あたりの費用を抑え、生み出したリソースを新たな住民サービスへ投入できるようになる。このクラウドの共同化を自治体クラウドと呼ぶ。

地方公共団体を取り巻く厳しい環境の中、地域を元気にする便利な行政サービスの提供や、効率的で災害に強い電子自治体の実現に向けて、自治体クラウドの推進が一層期待されていると言える。

そこで本稿では、自治体クラウドの現状や取組、今後の展望等について説明する。

2 自治体クラウドについて

自治体が単独で情報システムの基幹システム（住民情報関連システム・税務関連システム・国民健康保険関連システム・国民年金関連システム・福祉関連システム）を自庁舎で管理・運営することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運用する取組を「単独クラウド」と言うのに対し、複数の自治体で共同利用する取組を「自治体クラウド」と言う。

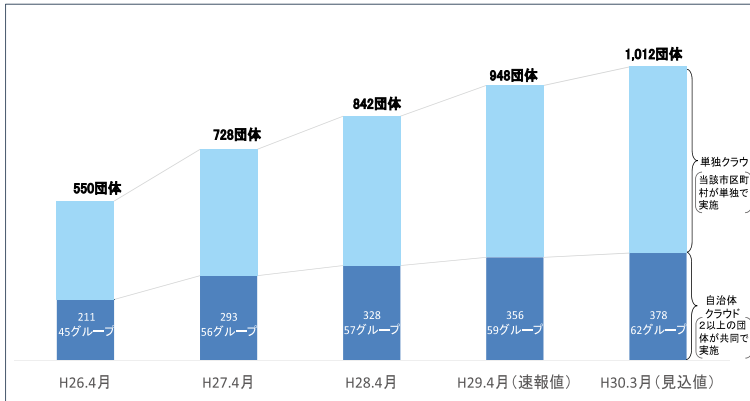


自治体クラウドについては、

- 情報システムのコスト削減、業務負担の軽減
- 業務の共通化・標準化
- セキュリティ水準の向上、災害に強い基盤構築（データのバックアップの確保、業務の継続性）

等の観点から有効な取組であると言われている。また、自治体クラウドの導入を契機としてコンビニ収納、コンビニ交付等の新しいシステムを導入することによって、住民サービスを向上したり、他の自治体と情報提供・情報共有を相互に行うことによって、他の自治体の取組を参考に自らの団体の業務の改善を図ったりした取

クラウド導入市区町村数の推移



(参考) 「経済・財政再生計画 改革工程表」では、550団体を平成29年度末までに倍増(約1,000団体)を図ることとされている(同旨は成長戦略でも閣議決定)。

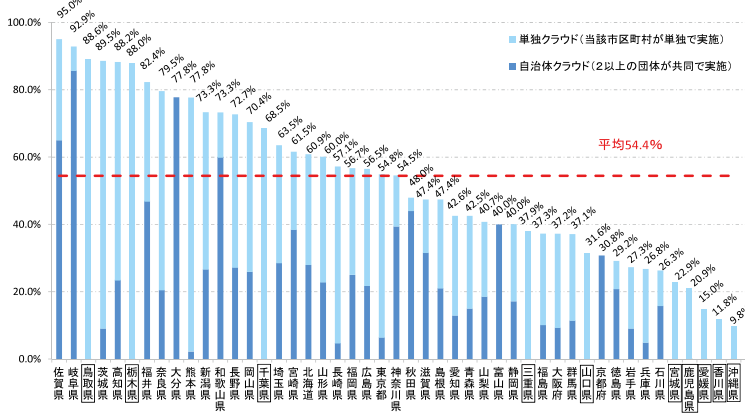
3 自治体クラウドの現状について

平成十八年度以降、自治体クラウドの取組が進み、平成二十九年四月一日時点で、全国で

組事例も見られる。さらに、自治体クラウドの導入により削減された費用やそこに投入されていた人的資源を他の分野で有効活用すること(セキュリティ強化や、付加価値の高いサービス提供)が可能となり、その結果、より質の高いサービス提供や、セキユアな情報システムが確保されることが期待されることである。

各都道府県における市区町村のクラウド導入状況

クラウドを導入している域内市区町村の割合 (平成29年4月1日現在)



(備考) □で囲んだ県は、平成29年4月1日現在で域内に稼働している自治体クラウドグループがないところ。

4 自治体クラウドの取組について

取組の特徴としては、全国的に推進され、地域的に極端な偏りはない。また、構成団体数は

三五六団体、六〇グループが導入しているところである。徳島県においては、五団体、二グループが導入している。都道府県別の自治体クラウド導入状況は、岐阜県が最も進んでおり、宮城県、栃木県、千葉県、三重県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、鹿児島県、沖縄県が導入に至っていない。

全国的には五団体以上一〇団体未満の割合が高い一方、一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター(三四団体)を筆頭に一〇団体以上のグループも一割ほど存在するなど様々である。構成団体の組合せについては、人口五万人以下の自治体同士の組合せが多いなど規模が類似している自治体同士の組合せが見られる一方、次のように様々な団体の組合せも見られることから、グループの作成は柔軟な組合せが可能である。

例

- 中核市同士の組合せ…愛知県豊橋市(三七・八万人)・岡崎市(三八・一万人)
- 異なる人口規模の団体の組合せ…新潟県市町村情報システム共同利用連絡会議(新潟県長岡市(二七・九万人)・三条市(二〇・二万人)・見附市(四・二万人)・魚沼市(三・九万人)・粟島浦村(四〇〇人))
- 都道府県の枠を越えた組合せ…総合行政システム共同化推進機構(宮崎県川南町・都農町・高原町・木城町・えびの市・熊本県錦町)等
- 島に位置する自治体を含む組合せ…新潟県市町村情報システム共同利用連絡会議(新潟県長岡市・三条市・見附市・魚沼市・粟島浦村)

自治体クラウド導入団体のほぼ全てが、自治体の情報システムにおいて大きなウエイトを占める基幹系システムの全てをクラウド化しており、うち約半数が基幹系システムに加えて内部管理系システム(人事給与システム・財務会計

システム・文書管理システム等)のクラウド化も進んでいる。

5 自治体クラウドに関する政府の方針

自治体クラウドが政府の決定文書に盛り込まれたのは、平成二十五年六月十四日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」(以下「骨太の方針二〇一三」という。)及び「世界最先端IT国家創造宣言」(以下「IT宣言二〇一三」という。)である。IT宣言二〇一三においては、「自治体クラウドについて(略)番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する。」こととされ、骨太の方針二〇一三においても「自治体クラウドの取組を加速させる」こととされ、自治体クラウドの推進は政府の重要施策の一つとして位置付けられることとなった。

これを受け、総務省においては、平成二十六年三月二十四日に「電子自治体の取組みを加速するための一〇の指針」を策定し、地方公共団体に対して通知を行うとともに公表を行い、平成二十六年六月二十四日には「経済財政運営と改革の基本方針二〇一四」「日本再興戦略」改訂二〇一四、「世界最先端IT国家創造宣言」(改定)がそれぞれ閣議決定された。これらにおいては、国・地方行政のIT化と業務改革を同時・一体的に推進すること、クラウド導入市区町村の倍増(二〇一七年度までに約一〇〇〇団体)を目指すこと、地方公共団体の情報システ

ムの運用コストを圧縮する(三割減を目指す)ことといった具体的な目標が初めて盛り込まれるなど、引き続き政府の重要施策の一つとして具体的に位置付けられることとなった。

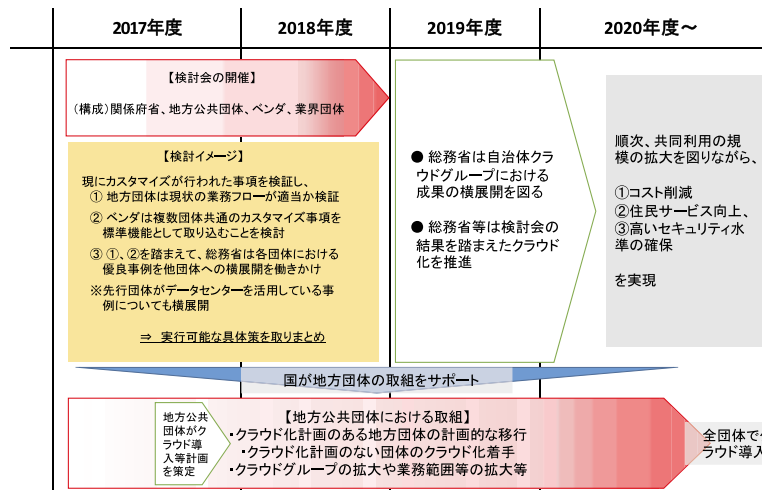
平成二十七年年度に入ると、ワーキンググループとして内閣情報通信政策監(政府CIO)を主査とする「国・地方IT化・BPR推進チーム」が開催されたところである。このような新たな取組を踏まえ、平成二十七年六月三十日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」では、「国・地方IT化・BPR推進チーム第一次報告書」を踏まえ、「地方公共団体の情報システム改革を推進するとともに、自治体クラウド未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。また、自治体クラウド導入団体であっても更なる業務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等クラウドの質の一層の向上を図る。これらを通じて、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮(三割減)を図るとともに、更なるコスト削減に向けた方策や質の向上策について、二〇一六年夏に結論を得るべく、検討を進める」こととされたところである。

平成二十八年度においても、引き続き、「国・地方IT化・BPR推進チーム」の下で自治体クラウド取組事例の深掘り・分析、整理・類型化を進めてきたところ、今般、同チームにおいて、目標等を更新した、「国・地方IT化・BPR推進チーム第二次報告書」が取りまとめられた。

6 クラウド導入に係るロードマップ

平成二十九年度には、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一七」(平成二十九年六月九日閣議決定)や「世界最先端IT国家創造宣言」・官民データ活用推進基本計画(平成二十九年五月三十日閣議決定)において、「地方公共団体はクラウド導入等の計画を策定し、国はその進捗管理をする」こととされ、また、行政改革推進会議等から総務省に対し、地方公共団体におけるクラウドの導入について更に取組を加速していくため、そのグランドデザインの提示や

「地方公共団体におけるクラウド導入に係るロードマップ」



導入に向けた道筋を示すべきとの指摘がなされている。

これらのことを踏まえ、総務省では地方公共団体におけるクラウド導入に向けた今後の具体的な検討を進めていくための工程等を内容とする「地方公共団体におけるクラウド導入に係るロードマップ」が策定・公表されるとともに、各地方公共団体におけるクラウド導入等に関する計画の策定が要請された。

7 自治体クラウドの導入を支援する財政措置

平成二十九年地方財政計画において、①自治体クラウドの推進、②情報セキュリティ対策、③マイナンバー関連システムの運用、④地方公会計システムの整備・運用、⑤デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用に要する経費を、「自治体情報システム構造改革推進事業」として計上（一、五〇〇億円）。

本事業における、自治体クラウドの推進のための措置の概要は次のとおり。

○自治体クラウドの推進に係る特別交付税措置

【対象経費】

共同化計画に要する経費

情報システムの共同利用に向けた団体間の調整（業務の見直しや、再構築等）を実施し、自治体クラウドの導入による情報システムの最適化に向けた計画の策定等に要する経費や、同計画を踏まえた情報システムに係る要求仕様書の作成や選定等の経費。

（例…自治体クラウド推進組織としての町村会事務局が、共同化計画を策定する経費。都道府県が、域内市町村の共同化計画を策定支援する際の経費。）

導入コンサルタントに要する経費

共同化計画に基づく調達に向けたRFI/RFPやシステム構築時のクラウドベンダや複数団体との調整など、移行作業を円滑に実施するためのコンサルタントに要する経費。

（例…RFI/RFPを行う際にコンサルタントから助言を受ける経費、自治体クラウド導入自治体から職員の派遣を受ける場合の旅費等の経費。）

データ移行経費

自治体クラウドの導入に当たり、現行の情報システムに格納されているデータの移行に要する経費。

（例…異なるパッケージ間のデータ移行の際に必要な移行データ仕様設計費、データ移行ツール開発費等。）

実務処理研修に要する経費

事業者から提供されるサービスに応じたシステムの管理体制や各業務システム端末の画面・操作方法等について、情報システム管理者たる情報政策担当職員や窓口担当職員等に対するシステム操作研修等に要する経費。

（例…業務担当職員を対象に、業務システムの研修や操作テストを実施する際の経費。）

【算定方法】

対象経費のうち特別交付税の算定の基礎として総務大臣が調査した額 × 〇・五 × 財政力補正

○自治体クラウドの推進に係る普通交付税措置

自治体クラウドの導入に必要な業務システムの標準化及びハードウェア整備等に係る経費や、途中解約等システム移行に係る経費（自治体情報セキュリティクラウドを含む。）を計上。

8 終わりに

このように、全国的に自治体クラウド導入への取組が進んでいる。徳島県はグループ作成のための自治体同士のマッチングや、現行システムとの利用料金見直し等、クラウド導入における検討に当たっての「事前準備作業」として、ベンダーによるセミナーや総務省地域情報政策室による講演、データセンターの視察、さらに基幹系パッケージの製品説明・デモ等の実施を行ってきたところである。

いつ発生してもおかしくないと言われている南海トラフ巨大地震では、地方公共団体は保有する情報システムやデータを堅守し、災害後も同様の住民サービスが求められる。今後自治体クラウドの導入が進み、更なる行政サービスの向上が行われることを期待したい。

移住者における防災意識調査について ～美波町の事例～

南部総合県民局経営企画部主事（地域振興担当） 大谷 達也

はじめに

人口減少・少子高齢化が進む現在、地方圏から東京圏への転出超過はまだまだ十万人を超え全国的に東京一極集中の是正が叫ばれている。

特に過疎地域では人口減少が深刻化しており、各自治体ともその克服に向けた様々な施策を展開し、地域の暮らしの維持や仕事づくりに取り組んでいる。

このような過疎地域では、地域の維持・強化を図るため、地域の担い手の育成・確保が大きな課題の一つとなっており、移住定住施策等を通じて積極的に課題の解決に取り組んでいる。

今回は美波町で行った「移住者が安全で安心して暮らせる地域づくり実践事業」について紹介する。

経緯

美波町では人口減少に歯止めをかけるべく様々な移住定住施策を行っており、平成二十七・二十八の二年間で一〇〇名を超える移住・定住につながっている。

行政として移住定住を考える上で一番考慮しなければならない点は、移住者が安全で安心して暮らせる地域づくりではないだろうか。

近年、全国で住民生活を脅かすほどの巨大地震が多発しており、平成二十三年三月十一日に起こった東日本大震災では一五、〇〇〇人を超

える尊い命が失われ、そのほとんどが、地震で発生した津波が原因である。

本県の沿岸部の市町でも南海トラフ巨大地震に伴う津波がいつ発生してもおかしくない状況であり、昔からその地域に住んでいる人に比べ滞在期間の短い移住者にとっては周辺地理等に疎く、津波発生時に早急な避難が困難になると考えられる。

以上の事から、移住者を対象に、南海トラフ巨大地震に対する意識調査を行い、今後の移住定住施策等に役立てていただきたい。

事業主体

県南部総合県民局と県南五市町でつくる「四国の右下」若者創生協議会

受託団体

一般社団法人アンド・モア

協力団体

徳島大学地域創生センター

調査方法

美波町への移住者二十名にインタビューによるアンケート調査

1 アンケートの作成

アンケートを作成するに当たり、個人のプライバシー等に注意しながら数回の協議を重ね調査項目を選定した。

2 アンケート調査

七月・八月に移住者宅等へ伺いインタビューによるアンケート調査を行う。

3 アンケート結果

(※二十五項目のアンケートを行ったが今回は主な項目のみ掲載)

①いつ移住したか、東日本大震災の前後について

- ・東日本大震災前 三五% (七人)
- ・東日本大震災後 六五% (一三人)

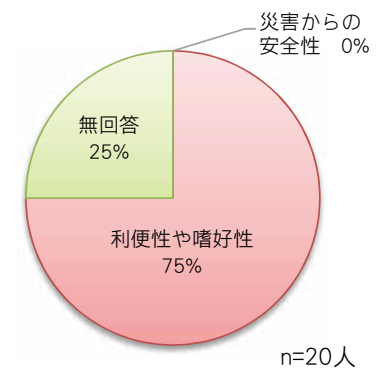
②移住場所を選ぶ際に、考慮した項目について(複数回答)

- ・もっとも多かったのが「自然環境」(一五人)、また、子育て世代の多くは「子育て・教育環境」(七人)「移住助成金・支援の充実」(六人)も選び重要な要素であることが分かった。

③移住場所を選ぶ際に「災害からの安全性」・「利便性や嗜好性」どちらをより重視するか

- ・「利便性や嗜好性」 七五% (一五人)
- ・無回答 二五% (五人)

移住場所を選ぶ際に、どちらをより重視しましたか？



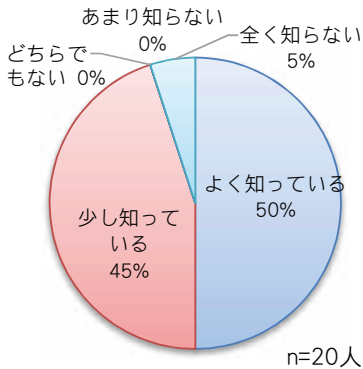
④住居を選ぶ際に考慮した災害について(複数回答)

- ・「考慮していない」 五〇% (一〇人)
- ・「津波」 四五% (九人)
- ・「地震」 二五% (五人) 他

⑤近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震について知っていますか？

- ・「よく知っている」 五〇% (一〇人)
 - ・「少し知っている」 四五% (九人)
 - ・「全く知らない」 五% (一人)
- 九割以上は知っていると答えた。

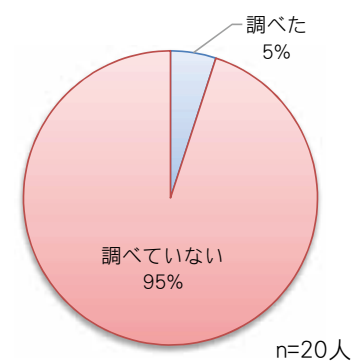
近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震について知っていますか？



⑥移住する際、自身や家族で南海トラフ巨大地震について調べましたか？

- ・「調べていない」 九五% (一九人)
- ・「調べた」 五% (一人)

移住する際、自身や家族で地震・津波について調べましたか？



⑦移住する際に美波町の誰かから地震・津波について聞きましたか？

- ・「聞かなかった」 六〇% (一二人)
 - ・「聞いた」 四〇% (八人)
- 役場や移住コーディネーターが説明しているにも関わらず、六割が「聞かなかった」と答えた。

⑧移住する際、地震・津波についてどのような情報提供があればよいですか(複数回答)

- ・「避難場所」 六〇% (一二人)
- ・「避難経路」 五五% (一一人)
- ・「行政の防災対策」 五〇% (一〇人) 他

4 アンケート結果まとめ

今回のアンケートを通して感じたことは、移

住先を選ぶ際、近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震について知っていると答えた方が九割以上いるにも関わらず、安全性よりも利便性・嗜好性を選ぶ方が多く、地震・津波については調べていないことが分かった。

また、移住先に求める情報提供については、「避難経路」「避難場所」が最も多い回答であった。

5 対策

以上のアンケート結果から、移住者が移住場所を選ぶ際、利便性・嗜好性を重視し、移住先へは「避難経路」「避難場所」の情報提供を求めていることが分かったため、移住者の防災パンフレットを作成することとした。

6 防災パンフレット

地図に避難場所・避難所を一目でわかる強調色で明記し、なおかつ日常生活を行う上で必要な情報も掲載することにより利便性を図ることとした。

7 報告

アンケート結果を地元自主防災会、役場、その他関係者等へ報告を行い、パンフレットについても活用いただけるよう周知を行った。

8 まとめ

美波町への移住者数は今後も増加していくと考えられるため、行政機関並びに自主防災会をはじめとする関係機関は更なる防災意識の向上と移住者に対する情報提供を行い、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりの促進を図ることが大切である。



防災パンフレット

過疎地域における消費活動に及ぼす 地域交通の現状調査

西部総合県民局企画振興部主事（にし阿波振興担当） 田 中 耕 一

<表1>モデル選定条件

モデル	条 件
モデルA、B	人口50人以上、高齢化率40%以上 集落から主要施設までの距離5km以上
モデルC、D	人口50人未満、高齢化率40%以上 集落から主要施設までの距離5km以上

主要施設：市役所・役場、日用品の購入場所、病院。

<表2>モデル集落一覧

項目	モデル	集落名※	世帯数 (世帯)	集落人口(人)			高齢 化率
				男	女	計	
美馬市	モデルA	美馬A	29	48	49	97	42.0%
	モデルB	美馬B	42	47	50	97	50.0%
	モデルC	美馬C	20	18	21	39	74.0%
	モデルD	美馬D	20	20	17	37	54.0%
計			111	133	137	270	55.0%
三好市	モデルA	三好A	29	31	45	76	47.4%
	モデルB	三好B	27	29	34	63	41.3%
	モデルC	三好C	15	9	16	24	56.0%
	モデルD	三好D	14	18	12	30	53.3%
計			85	87	107	193	49.5%
つるぎ町	モデルA	つるA	55	56	52	108	48.1%
	モデルB	つるB	30	27	31	58	56.9%
	モデルC	つるC	22	14	22	36	75.0%
	モデルD	つるD	19	17	18	35	51.4%
計			126	114	123	237	57.9%
東みよし町	モデルA	東みA	31	26	24	50	70.0%
	モデルB	東みB	20	27	23	50	50.0%
	モデルC	東みC	8	12	6	18	72.0%
	モデルD	東みD	14	12	16	28	50.0%
計			73	77	69	146	60.5%
合計			395	411	436	846	55.7%

 ※集落名＝市町村名の上2文字＋モデル名
 例：美馬市 モデルA集落＝美馬A

1 はじめに

過疎・高齢化、人口減少が進行するにし阿波（徳島県西部圏域：美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）において、集落再生・活性化に向けて調査研究に取り組んだ。

2 研究の背景及び目的

過疎地域の主たる消費者である高齢者が、交通網の縮小や運転免許返納者などの増加により、積極的な消費活動を行えない状況を招いていると危惧される。

この度、モデル集落を選定し、住民の消費活動に関する現状を調査・分析する。

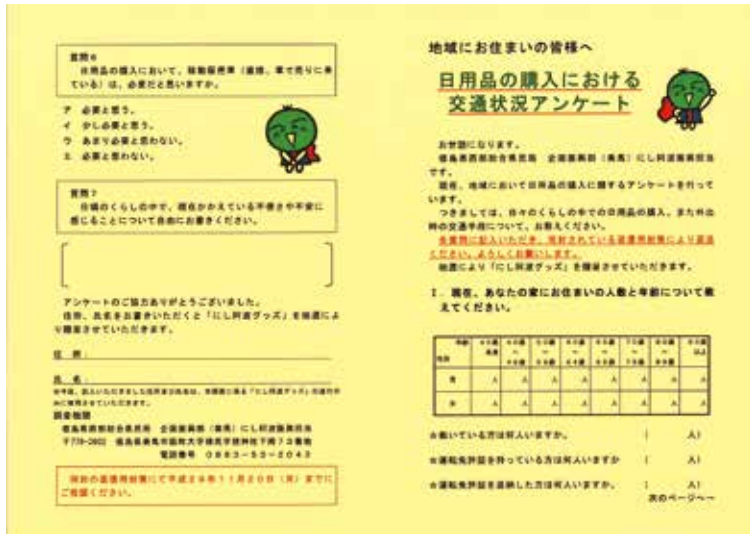
また、二市二町との積極的な連携を進め、地域経済における消費活動の減退を防ぐ施策を検討する。

3 研究方法

最初に、モデル集落の選定を二市二町において、〈表1〉の条件に適合する集落をそれぞれ四集落（A～D）選定することとした。その結果〈表2〉に示す十六集落を選定することとなった。

日用品の購入における交通状況アンケート

(表面)



(裏面)



(1) アンケートの実施

選定した集落の住民に対して、日用品の購入に絞りこんだ内容のアンケート(「日用品の購入における交通状況アンケート」)を郵送し記入後返送してもらう。また、集計率の低い集落に対しては、直接おもむき、アンケートに記入してもらう。

アンケート内容

- ・世帯基本情報(世帯人数、年齢、就労者の有無、免許所持者の有無、免許返納者の有無)
- ・日用品の購入方法(複数回答)
- ・日用品の購入に係る交通手段(複数回答)

・月あたりにおける日用品の購入頻度

- ・日用品の購入先
- ・日用品の購入における公共交通の必要性
- ・日用品の購入における移動販売車の必要性
- ・自由記載

(2) いきいきサロンでの意見交換会の実施

選定したモデル集落のうち、いきいきサロン※を実施している集落で意見交換を行い、アンケートに見えない課題を掘り起こす。

※いきいきサロンとは、地域の仲間づくりを目

的に、高齢者、障がい者、子育て中の親子などと地域住民が自発的に開催し、協働で企画・運営し、誰でも気軽に参加できる活動。

(3) 二市二町地域交通状況調査

対象となる二市二町の地域交通の現状を調査し整理する。

4 研究結果

(1) 日用品の購入における交通状況アンケート結果

① アンケート回答率

四七・一%(三九五世帯のうち一八六世帯)

② 世帯あたりの人数

全体の一八六世帯のうち七八世帯(四一・九%)が二人世帯という回答で最も多く、二番目に多い一人世帯とあわせると二二〇世帯(六四・五%)で半数以上を占めた。

③ 年齢構成

全体の四四六人のうち三一〇人(六九・五%)が六〇歳以上という結果で七割近くが高齢者であった。特に七〇歳から七九歳の割合が全体の四四六人のうち一〇八人(四一・三%)を占めた。

④ 世帯あたりの就労者数

働いている人がいる世帯は、一八六世帯のうち一一二世帯(六〇・二%)であった。

⑤ 世帯あたりの免許所持者数

運転免許証を持っている人がいる世帯においては、一八六世帯のうち一五七世帯(八四・四%)

と多くの世帯が運転免許を持っているということとなる。

⑥世帯あたりの免許返納者数

世帯において、免許を返納した人がいると回答した世帯は一八六世帯のうち二三世帯(二二・四%)であった。

⑦日用品の購入方法(複数回答)

「スーパーや商店」の購入が最も多く一八六世帯のうち一七五世帯(九四・一%)の方の回答があった。ついで「移動販売車」での購入が一八六世帯のうち二六世帯(一四・〇%)であった。

⑧日用品の購入に係る交通手段(複数回答)

「自分で車の運転」が一七五世帯のうち一三三世帯(七七・一%)と最も多く、ついで「家族の運転」が三七世帯(二一・一%)であった。公共交通(バス・タクシー)は、バス一九世帯(一〇・九%)・タクシー二二世帯(六・九%)で、あわせると三二世帯(一七・七%)であった。

⑨月あたりにおける日用品の購入頻度

月五回以上が七八世帯(四一・九%)で最も多く、月四回が四三世帯(二三・一%)であった。週あたり一回と考えた場合に月四回以上となると、一二二世帯(六五・一%)と半数以上が週一回以上の買い物の頻度となった。

また、月五回以上と答えた中には、毎日や二〇〜三〇回などの回答も多かった。

⑩日用品の購入先

「市内・町内」が一八六世帯のうち一五三世

帯(八二・三%)と最も多く、ついで「近隣の市町村」が二三世帯(一二・四%)であった。

⑪日用品の購入における公共交通の必要性

「必要と思う」が一八六世帯のうち一九世帯(六四・〇%)、「少し必要と思う」が二八世帯(一五・一%)で、あわせると一四七世帯(七九・〇%)が必要であるという回答となった。

⑫日用品の購入における移動販売車の必要性

「必要と思う」が一八六世帯のうち九七世帯(五二・二%)、「少し必要と思う」が四五世帯(二四・二%)で、あわせると一四二世帯(七六・三%)が必要であるという回答となった。

(2) いきいき

サロンでの

意見交換会

七集落で意見

交換会を実施し

た。スーパーや

商店から離れて

いる集落には車



いきいきサロン意見交換会の様子

が必要である。「運転できなくなった時に困る」「将来不安だ」という意見がもっとも多かった。

(3) にし阿波の地域交通状況調査結果

美馬市

①美馬ふれあいバス

事前に予約して、乗り合い形式で自宅から目的地までデマンド方式で移動する。

②市営バス(四路線)

③過疎地有償運送(NPOこやだいら)

NPOこやだいらの会員で、運転を行える会員が運転免許を持たない会員等の送迎を行う。運送車両は、運転会員の自家用車両を使用し、事前に予約の上、デマンド方式で送迎する。料金…一キロメートル当たり一三〇円

三好市

①市営バス(十三路線)

②四国交通バス(十路線)

③辺地タクシー

交通の便が著しく悪い地区(最寄りのバス停からの距離が一キロ以上の地区)に居住する六五歳以上の高齢者等が通院・買い物等に利用するタクシー料金の一部(専ら五割以上)を助成する。

つるぎ町

①町営コミュニティバス(六エリア)

幹線(二台)は三六五日運行。フィーダー(三台)は平日のみで、各山間集落を月に三〜四回運行。全線フリー乗降可。乗車料金は、工

リア毎の金額とし、エリアを超えて乗車した場合は、乗車したエリアの合計金額となる。

- 半田・貞光エリア（二〇〇円）
- 八千代エリア（二〇〇円）
- 端山エリア（二〇〇円）
- 一宇エリア（二〇〇円）
- ラフォーレエリア（二、〇〇〇円）
- 剣山エリア（四〇〇円）

- ・小学生以下の小人は、半額
- ・小学校入学前は、無料（二人目は、小人料金）
- ・障がい者・要介護等認定者、運転経歴免許証明書保有者は、半額

ラフォーレエリア、剣山エリアについては、
 剣山登山バス

（季節運行：春・夏・秋の土日・祝日運行
 八月中旬は毎日運行）

東みよし町

- ①町営バス（一路線）
- ②四国交通バス（一路線）
- ③高齢者移送サービス

町から社会福祉協議会に委託

山間地域に在住する高齢者、障がい者などを町内（一部町外）の医療機関や公共機関に送迎を行うもの。

対象者は、「おおむね六五歳以上の交通手段が不便な世帯の高齢者」、「交通手段が不便な世帯の障がい者手帳所持者」、「社会福祉協議会長が特に認めた者」で、登録制。

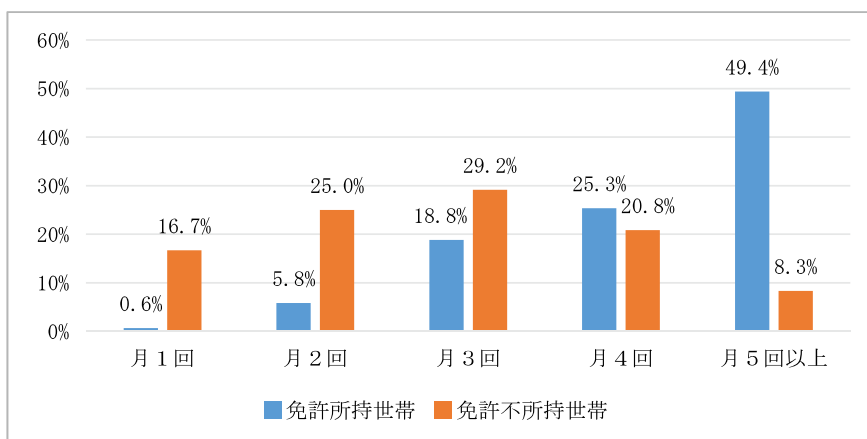
運営は、社会福祉協議会に委託し、社会福

社協議会が地元タクシー業者に運転や利用料收受業務を委託。

利用料：片道二〇〇円、介助者二〇〇円

5 考察

過疎集落においては、二人世帯、一人世帯の高齢者がもっとも多い状況であった。日用品の購入においては、自分や家族の運転でほぼ毎日買い物に行っているということがわかった。し



〈図1〉 買い物頻度（免許所持世帯と免許不所持世帯比較）

かし、車が運転できない世帯においては、〈図1〉のとおり買い物の頻度がほぼ週一回に満たない状況で、家用車の使用世帯と大きく乖離していることとなった。

地域交通の状況においては、地理的条件、人口条件、独自のニーズ調査などにより市町毎に対応しているところである。少ない集落、広範囲にわたる地形の中での運行ということから財政面、人員確保等課題が多くある。

この度、アンケート実施等の結果から、次の施策を提案する。

（1）消費活動の問題点を解消する施策案

①地域スーパー・商店移動販売連携

移動販売車が来ていない集落があり、本来はそのような集落こそが必要としている。

そこで、行政のバックアップのもと地域のスーパーや商店から各集落の拠点となる場所や空き家を活用して指定された場所へ配送できるようなシステムを構築する。

（2）地域公共交通バスの問題点を解消する施策案

①にし阿波デマンドバス

利用者は、乗り場と行き先を事前に予約し、乗り合い形式で任意の場所から目的地までデマンド方式で送る。範囲は美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町全域。



道の駅「にしいや」・かずら橋を拠点とした自動運転実証実験（平成29年12月9日）

また、地域住民の生活交通を対象とするのが地域公共交通施策の基本であるが、人口減少社会を迎える中で十分な需要が確保されないため、地域住民だけでなく、観光客等にも利用してもらおう。地域交通と観光面での施策等を一体的に取り組むこととなり、サービスの充実と利用者増に繋がることも期待できる。

②自動運転によるバス運行

自動運転で常時路線バスを運行することにより、人手不足の解消につながる。また、テレビや、インターネットと連携を図り運行状況が誰にでも把握できるような体制を整えることでストレスなくバスの乗車ができる。

(3) 地域住民等に公共交通をもっと知ってもらう施策案

①乗ってみんなでバス講座事業

地域住民に公共交通についてよりよく知ってもらうための出前講座（バスの乗り方教室等）や相談会等を行う。（いきいきサロン、学校の授業等の一環で、事前に教育委員会、社会福祉協議会を通じて募集する。）

②公共交通利用促進パンフレット作成

公共交通の現状やバスの乗り方等が分かるパンフレットを作成し、配付する。

①の講座等でも利用する。

③地域交通アプリの作成

スマートフォンでの交通状況の確認。病院やスーパー、市役所、町役場など主要な施設に設置。

6 おわりに

過疎地域における地域交通は、継続的かつ安定的な提供を求められている。地域からの要望は様々であり、日々、変化してきている。今回調査した集落内において、移動販売以外の日用品の購入手段がなく、そのような集落に住む住民こそ交通手段の確保が重要である。

集落再生・活性化には、地域住民の日常生活

に対する不安の解消が重要であり、特に過疎地域の消費活動及び地域交通の現状は、日々把握していかなければならない一つである。

公立文化施設の役割と取組活動について

文化創造室主事（文化創造担当） 山下 恵美子

はじめに

公立の劇場・音楽堂等は、地方自治法の第二四四条が規定する「公の施設」に位置づけられ、式典や集会、鑑賞機会の提供、文化活動の発表・創造など「住民の福祉を増進することを目的」とした施設である。「文化会館」「文化ホール」「文化センター」「音楽ホール」「市民プラザ」など様々な名称で各地方自治体によって数多く整備されている。（公社）全国公立文化施設協会が発行している全国公立文化施設名簿には、現在、二一九八施設の登録がある。その多くは、バブル経済期前後に計画され、一九九〇年代に建設された。また、築二十年以上を経過し、施設の老朽化による大規模な修繕や改修が必要な施設は、全体の約四〇％にもなると言われている。しかし、多くの自治体において、財政は厳しく予算の確保が難しい状況がある。さらに、文化施設には、舞台機構・照明・音響設備などの施設特有の設備があり、一般の建築物よりも丁寧な施設維持・管理が求められ、コストも高くなる傾向がある。また、施設利用率や収益の低い場合は、施設の管理・運営はますます厳しい状況である。そのため、税金で管理・運営する公立文化施設は必要なのかが問われるようになってきている。

こうしたなか、近年では、公立文化施設を単なる「ハコモノ」で終わらせることのないよう、地域貢献活動や芸術普及活動（アウトリーチ活動）などの市民参加型事業に取り組む自治体や施設が増えてきている。これらの取組活動により、文化や芸術に関心の高い限られた人々だけ

でなく、普段、文化や芸術に触れる機会の少ない人々に対しても、積極的に文化芸術振興を働きかけていき、地域において広くその効果を還元していくことの重要性が高まっている。また、公立文化施設の機能や役割の理解を促進し、地域や住民から必要とされる文化施設として存在していくことにもつながっていく。

本稿では、公立文化施設の役割と文化芸術振興を推進するこれらの取組活動について詳しく説明していきたい。

公立文化施設に関する法律

①「文化芸術基本法」（平成十三年制定）

文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的として平成十三年に制定された。この法律の中で、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する債務を有する」（第四条）と掲げられており、自治体は、文化振興のための条例を制定し、各地域の実情を踏まえた特色ある文化芸術振興の推進に取り組むことを明記している。

図①の文化庁「地方における文化行政の状況について」（平成二十五年度）によると、文化振興のための条例を制定する自治体は一一五団体となっており、文化振興のための条例制定は、

文化政策を深化させるために重要であり、制定する自治体は、今後ますます増加していくと考えられる。

図① 文化振興のための条例、文化政策の指針等の策定状況

	文化振興のための条例 (注1)	文化政策の指針等 (注2)
都道府県	26	38
政令市	5	19
中核市 (注3)	9	26
市区町村	75	151
合計	115	234

(注)
 1. 「文化振興のための条例」とは、地方公共団体における文化振興全般について規定する条例(基金に関する条例、文化施設等の管理運営に関する条例、文化財保護関係条例などは除く)。
 2. 「文化政策の指針等」とは、地方公共団体における文化振興全般、市民や文化団体による文化芸術振興について規定する計画、指針等(計画、指針、ビジョン、プラン、方針、構想など名称は問わない)。文化芸術振興基本法施行(平成13年12月7日)以降に策定されたもの。
 3. 「中核市」とは、日本の地方公共団体のうち、地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市。現在の指定要件は、法定人口が30万人以上であること。

② 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)」(平成二十四年制定)
 「劇場、音楽堂等」を「文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地

域の文化拠点」と規定している。また、これを受けた「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」(平成二十五年)においても、劇場・音楽堂等が「社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている」と明示している。

このことから、公立文化施設は、住民に感動と希望をもたらし、創造性を育むための場であるだけでなく、地域コミュニティの創造や再生、地域発展を支える地域づくりの拠点として位置づけられていると言える。

公立文化施設による地域貢献活動

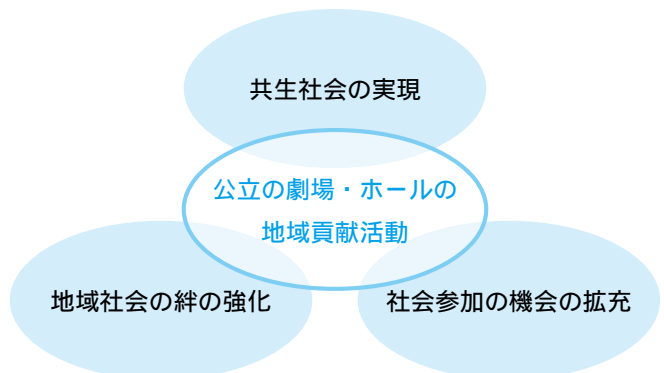
(1) 地域貢献活動の方向性・実施状況

公立文化施設や設置者である自治体に求められている地域貢献活動とは、もてる機能や人材を活用し、文化芸術を通じた「共生社会の実現」「地域社会の絆の強化」「社会参加の機会の拡充」を目指すことであり(図②)、文化芸術の振興だけでなく、あらゆる市民の参加を促し、教育・福祉・産業・経済、まちづくりに取り組む活動であると言える。

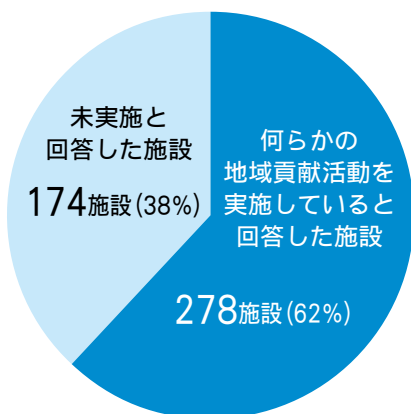
また、「劇場・音楽堂等 地域貢献ハンドブック」(二〇一六年)のアンケート調査によると、六十二%の施設が何らかの地域貢献活動を実施していると回答している(図③)。

その活動の方向性として、次頁①から⑥に分けることができる。

図② 公立の劇場・ホールの地域貢献活動の方向性・テーマのイメージ図



図③ 地域貢献活動状況



①地域コミュニティの絆づくり

- ・市民参加型事業による地域の一体感の醸成
- ・伝統芸能など地域文化資源の発見と維持継承

②社会的包摂機能の発揮

- ・在住外国人、障害者、高齢者、貧困世帯、ひとり親世帯、引きこもりの若者などへの文化芸術活動を通じた社会参加機会の提供

③教育面への寄与

- ・子どもの創造性向上などへの支援
- ・子どもの居場所づくり

④福祉面への寄与

- ・社会的弱者への文化芸術に触れる機会の拡大
- ・学校や病院、障害者・高齢者施設等へのアウトリーチ活動
- ・音楽療法や演劇療法など、心のケアや健康増進への文化芸術活動

⑤まちづくりへの寄与

- ・施設開放などによるまちづくり拠点化
- ・文化芸術活動による子育て環境の拡充
- ・商店街などでの文化芸術イベントによるにぎわいの創出
- ・空き店舗や廃校など遊休物件を再利用した文化芸術活動による定住者、転入者の拡大

⑥観光・産業への寄与

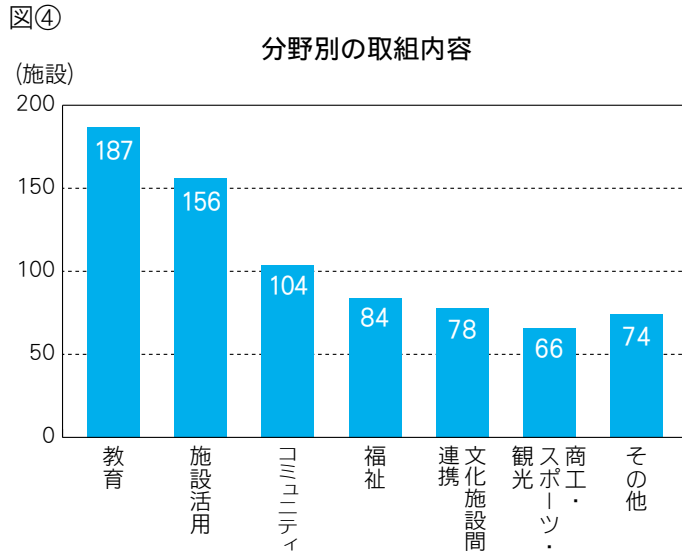
- ・文化芸術イベントによる観光化、交流人口の拡大
- ・文化芸術がもつ創造性による地域産物の開発

や新地域産業創出及び雇用の拡大

(2) 地域貢献活動の分野別取組内容

地域貢献活動の取組内容として一番多かったのは、「教育」分野であり、「施設活用」「コミュニティ」といった分野の取組も多かった(図④)。また、六〇%の施設で、現在と同規模の内容で引き続き活動・事業を継続したいという内容の結果であった。

分野別の取組内容



①教育

幼稚園、保育園、小・中学校や高校、専門学校、大学等の教育機関と連携し、クラシックコンサート、演劇、伝統芸能、ダンスなどを活用したアウトリーチ活動や鑑賞教室、ワークショップ

プ、学校からのインターンシップや職場体験活動などの取組。

②文化施設間連携

他の劇場やホール、公民館、美術館、博物館、図書館などの施設と連携し、音楽、演劇、映画、舞踊、伝統芸能、講演会、研修会、コンサートなどを行う。

③福祉

音楽、演劇、舞踊の鑑賞などを活用した福祉施設、病院、特別支援学校などへのアウトリーチ活動や、障害者、高齢者、引きこもりの若者を対象としたワークショップ。

④コミュニティ

地域の文化団体、市民団体、地元商店街、自治会などと連携したコンサートや演劇、映画会、お祭りなどの取組。

⑤商工・スポーツ・観光

地元の企業、商店街、商業施設、ホテル、駅でのコンサートやイベント開催。

⑥施設活用

ロビーやアトリウムなどの空きスペースを活用した無料コンサートや展示会の開催、ホールの空き日を活用した住民協働コンサートや施設見学ツアー、全館フェスティバルなどの取組。

⑦その他

パイプオルガンやピアノの演奏体験、地元企

業協賛による就学支援家庭へのチケット提供、劇場体験ワークショップ、子どもへの伝統芸能継承のための芸能祭、避難訓練コンサートなどの多様な取組。

芸術普及活動（アウトリーチ活動）

（一）「アウトリーチ活動」の意味

もともとは社会福祉の分野で、クライアントの表明されないニーズ把握の手法として開発されたものである。そこから出発した文化芸術におけるアウトリーチ活動は、芸術家（芸術団体ないし文化施設）が、普段、芸術文化に触れる機会の少ない住民に対して働きかけを行うものであり、「芸術普及活動」又は「教育普及活動」と言われる。

（二）アウトリーチの種類

- （財）地域創造の「アウトリーチ活動のすずめー地域文化施設における芸術普及活動に関する調査研究」（二〇〇一年三月）では、
- ① 地域派遣型事業
 - ② 体験・創造型ワークショップ事業
 - ③ 子ども、青少年、親子向け普及事業
 - ④ 解説付き芸術鑑賞事業
 - ⑤ 教育普及を主目的とした展覧会事業
 - ⑥ 実技指導、専門人材育成事業
 - ⑦ 教養型セミナー・講座事業
 - ⑧ 施設体験型事業
- などを「アウトリーチ活動」と捉えていたが、（財）地域創造の「新・アウトリーチのすずめ

図⑤ アウトリーチの種類

	目的	戦略	効果
A. 劇場・ホール内での鑑賞・体験サポート（高齢者、障害者、子ども等）	●子どもたちや高齢者、障害者、社会的弱者等の劇場やホールにおける鑑賞活動の促進	●学校におけるアウトリーチと劇場・ホールでの鑑賞事業を連携したプログラムの開発 ●ハード、ソフト両面からのバリアフリー化、スタッフの「心のバリアフリー」の実現	●全ての人に開かれた公立文化施設の実現 ●文化施設の利用者の拡大、サービスの向上
B. 派遣型アウトリーチ①（単発・集中型）	●文化・芸術に触れる機会の少ない、あるいは困難な住民や地域に対して、文化・芸術を体験する機会を提供	●アーティストを学校や福祉施設等に派遣し、ワークショップやミニコンサートを実施	●非日常的な体験による自己や他者の再発見、日常生活の変化 ●文化施設の受益者の拡大、支持者（サイレントパトロン）の形成
C. 派遣型アウトリーチ②（継続・長期型）	●文化・芸術を教育や福祉現場の日常的な活動として位置付け	●アウトリーチを長期的、継続的なプログラムとして展開	●教育や福祉における固定概念や既存施策の枠組みの変化 ●教育や福祉における人々の見方や価値観の変化
D. 連携・協働型アウトリーチ（文化以外の政策分野と連携して企画・実施）	●文化・芸術をとおした地域の課題（教育・福祉等）への取組	●教育や福祉等、文化以外の政策領域、施設や団体との協働プログラムの展開	●感動を他者と分かち合える学習機会の提供 ●子どもたちのコミュニケーション能力等の育成 ●非日常性や違いを個性や豊かさとして認め合う社会の実現

（出所）『新（アウトリーチのすずめ）文化・芸術による地域政策に関する調査研究』（平成22年3月）（財団法人地域創造）15頁より作成

文化・芸術による地域政策に関する調査研究」（二〇一〇年三月）において、アウトリーチの位置づけや内容を図⑤のように、4つのアプローチとして類型化している。

おわりに

公立文化施設を拠点とした地域貢献活動やア

ウトリーチ活動の効果は、住民の文化芸術への興味・関心を向上させ、また文化芸術のある環境が身近（日常的）にあるという感覚が育まれることにより、文化施設を利用する人の増加（公演や展覧会の観客の増加）につながると言える。特に教育分野では、学校だけではできない経験をすることで、優れた情操教育を提供でき、個性、表現力、自主性、自尊心、他者受容などを育む効果が期待できる。次世代をになう子ども達の育成は、今後の地域活性化の財産となる。他に、文化芸術に対する住民の理解が促進されること、地域のつながりができること、学校や福祉・医療機関施設等の新たな連携が生まれることなどがあげられる。これらは、コミュニティを再生し、地域に活力をもたらせることにもつながっている。文化芸術をとおして、地域の住民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現への効果が期待される。

文化芸術には、人々に感動や潤い、生きがいなどの精神的な充足感をもたらし、人々の交流や相互理解を生み、生活を心豊かにする力がある。その拠点（基盤）として、公立文化施設には、存在する意味や価値があると言える。

自治体や公立文化施設が中心となって、住民のニーズや地域における社会的課題に応じた地域貢献活動や芸術普及活動を行うことは、法律に示された理念の実現につながっていく。文化芸術の持つ可能性を信じて、多様な活動や施策を積極的に展開していくことが重要である。

こちら編集部

今日の朝刊の見出し。大きいものから小さいものまで、火種がてんこ盛り。何年か経って笑える結果になっていればよいのですが…。

米朝首脳会談中止、米・車の輸入制限検討、イタリア・ポピュリズム政権発足へ働き方法案きょう採決、企業参入へ漁業権見直し、阿波踊り例年通り開催へ、風力発電計画生態系影響を懸念、アメフト関東監督会「日大との対戦拒否」とりわけ幻の巨大魚「アカメ」が小松島港で釣り上げられたニュース（笑）。日和佐の真っ暗闇の海から睨み返してきた真っ赤な目は今も鮮明です。温かくなってるんですかね、海が。

ところでサマージャンボは、7月9日発売開始です。

K

再び、お世話になることとなりました。
前回は、初めてのことでばかりで、訳も分からずお手伝いをさせて頂いた記憶があります。
今度は、また違う立場でお手伝いさせていただくことになりました。
よろしくお願いします。
ところで、皆さん、宝くじは好きですか？
庶民のささやかな夢として、当方もジャンボ宝くじには毎回のように参加していますが、やはり夢は夢。末等しか当たりません。
しかし、実際には高額当選者が毎回、誕生しているのも事実。
いつかは夢が叶うかなあと。
皆さんも是非、宝くじを購入してはいかがでしょうか。

B

阿波の自治より募集のお知らせ

写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関するものならテーマは問いません。

情報

『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありますか？あなたのとっておきのニュースをお待ちしております。

原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなたの体験を手記や論文にまとめてみませんか？

ご意見

「こんな特集を組んで欲しい！」「こんな情報を知りたい！」「こんな記事にもの申す！」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

みなさ～ん
宝くじは徳島県内で
買ってね。



阿波踊りクーちゃん

宝くじのイメージキャラクター「クーちゃん」です。

なぜ県内で買って欲しいのかって？それは、徳島県内で売られた宝くじの収益金は、徳島県の収入になるからだよ。そうしたお金が道路や橋、学校、公園の整備など県内の公共事業に使われているからさ。みんなの豊かな生活のためにたいへん役立っているのです。

阿波の自治 vol.92

平成30年6月発行

編集・発行 (公財) 徳島県市町村振興協会
〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階
TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail: shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印刷 グランド印刷株式会社

今年の夏も
大当たりをませ!!
大当たりすませ!!

サマージャンボ
1等前後賞合わせて7億円 1等5億円、前後賞各1億円

億円

サマージャンボミニ
1等前後賞合わせて7,000万円
1等5,000万円、前後賞各1,000万円

千万円



7月9日(月) 同時発売

各1枚300円

発売期間 7月9日(月)~8月3日(金)

抽せん日 8月14日(火)



公益財団法人 徳島県市町村振興協会

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

2018年市町村振興宝くじ